

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成29年3月



アセンテック株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式175,440千円（見込額）の募集及び株式498,800千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式70,520千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成29年3月21日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

アセンテック株式会社

東京都豊島区南池袋二丁目35番4号ユニティ池袋ビル

本ページ及び、これに続く写真、図表等は当社の概況を要約・作成したものであります。
詳細は本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概況

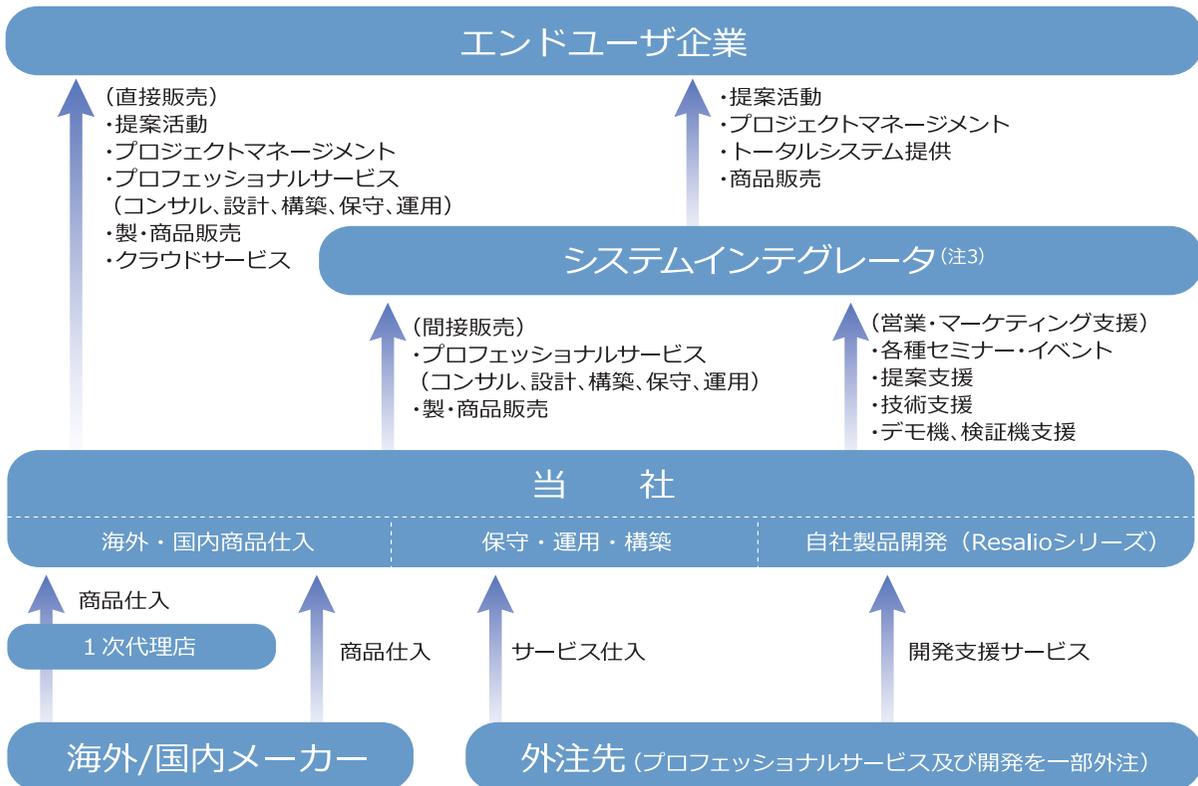
近年、インターネットの普及により、サイバー攻撃等に対する情報セキュリティ対策が重要になってきていると考えております。

当社は、情報セキュリティ対策として、セキュリティソリューションのひとつである仮想デスクトップ^(注1)ソリューションを中心に事業を展開しております。

事業を展開するうえで、当社は、海外メーカーと1次代理店契約を締結し、商品の輸入・販売・保守を行っております。また、国内のお客様の要望に応え、当社オリジナル製品・サービスを自社ブランド「Resalio(レサリオ)^(注2)」として開発・販売しております。

また、特に、仮想デスクトップシステムを提供するうえでは、メーカーの技術認定試験に合格した専門のエンジニアが必要と考えております。当社は、プロフェッショナルサービスとして、メーカーの技術認定試験に合格した専門のエンジニアがコンサルティングから保守・運用までの一貫したサービスを提供する体制を構築しております。さらに、仮想デスクトップを利用する際、お客様がハードウェア、ソフトウェアを購入することなく、月額で利用できるクラウド型の当社オリジナルサービスも提供しております。

【当社の事業系統図】



2. 事業の内容

当社の事業セグメントは、単一のITインフラ事業であります。ITインフラ事業は、仮想デスクトップビジネス、仮想インフラ及びストレージ（注4）ビジネス、プロフェッショナルサービスビジネス、クラウドサービスビジネスの4つの事業領域で構成しております。以下に事業領域ごとの内容を記載します。

1. 仮想デスクトップビジネスについて

当社が提供する仮想デスクトップとは、デスクトップ環境をサーバ側に集約しネットワークを介してデスクトップの画面イメージを配信し、シンクライアント（注5）やパソコン、タブレットなどによりユーザが利用するソリューションです。

端末にデータを保存しないことによりセキュリティ性が向上するほか、システム管理者が集中管理できることにより、運用管理の負担が軽減されるといったメリットがあると考えております。

当社は、仮想デスクトップソフトウェアを提供するシトリックス・システムズ・ジャパン（株）の1次代理店として、企業における仮想デスクトップの普及に取り組んでおります。

◇仮想デスクトップの概要

下図のとおり、仮想デスクトップの利用により、端末側にデータが保存されないため、端末の紛失や、盗難が生じた場合にも、データ流出のリスクが低減されると考えております。



◇シンクライアントの概要

仮想デスクトップの端末としては、一般のWindowsパソコンも利用可能ですが、Windows OSにはウイルスが侵入するリスクが内在すると考えております。当社では、その課題に対応するために、Windows OS、ハードディスクを搭載せず、ウイルス侵入のリスクをより低減した、シンクライアントを提供しております。

シンクライアントは、仮想デスクトップ環境での利用に特化した端末で、Windowsパソコンと同等の操作感での利用が可能です。

2.仮想インフラ及びストレージビジネスについて

近年、多くの企業には、IT利用の多様化によりITシステムへの高いパフォーマンス要求といった課題が存在すると考えております。

仮想デスクトップシステムを導入する企業も、サーバ側に集約されたストレージを複数のユーザが共有する仮想インフラにおいて、同様の課題があります。

当社は、このような課題を解決するために、ITインフラによる改善・対応が必要になると考え、主としてフラッシュストレージを提供しております。

◇ストレージソリューションの概要

フラッシュストレージとは半導体メモリーであるフラッシュメモリーを活用したストレージで、従来の磁気ディスク方式に比べモーター等の部品がないため、一般に高速、低消費電力、高寿命であるとされています。

フラッシュストレージは、高いパフォーマンス要求に対応し、ユーザデータを高速に入出力処理及び保存することでできると考えております。



3.プロフェッショナルサービスビジネスについて

仮想デスクトップを導入する企業においては、システムを構築、利用するうえで、技術支援サービスが必要とと考えております。

当社は、仮想デスクトップの検討段階におけるコンサルティングから構築段階における設計・構築、利用段階における保守、運用までの一貫した技術支援サービスを、メーカーの技術認定試験に合格した専門のエンジニアが提供しております。



4.クラウドサービスビジネスについて

従業員10～50人規模の事業者においては、これまで仮想デスクトップはコスト面や複雑性により、導入が困難と考えられていました。

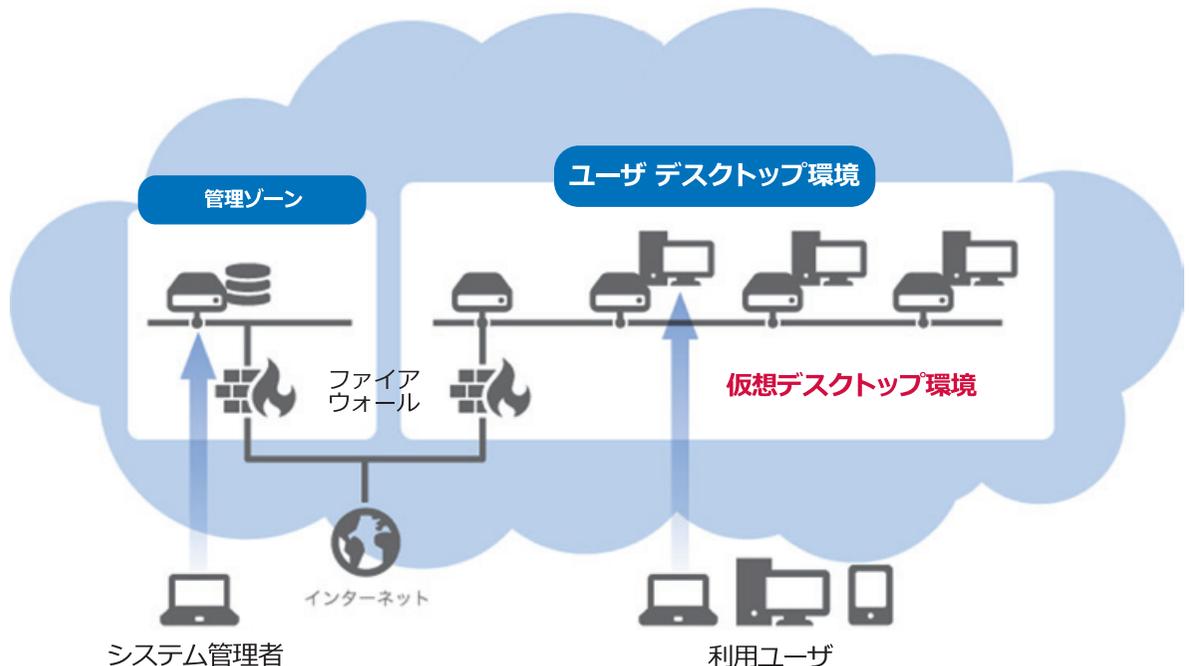
当社は、このような課題に対し、自社でITインフラを所有せず月額で利用可能な仮想デスクトップのクラウド型サービスを提供しております。これにより同規模の事業者においても仮想デスクトップの導入がこれまでより容易になると考えております。

◇クラウドサービスの概要

当社は仮想デスクトップに必要な機能及びITインフラをクラウド上に構築し、お客様がインターネット経由で、仮想デスクトップとして利用できるサービス「Resalio DaaS^(注6)」を提供しています。

これにより、お客様は、ITインフラを自社保有することなく、仮想デスクトップ環境を月額の利用料をお支払いいただくことで、利用が可能となります。

<仮想デスクトップ クラウド型サービス概念図>



システム管理者は、利用ユーザの登録や、初期パスワードの設定等を行います。利用ユーザは、既存の端末やシンクライアントにより、クラウド上に生成された各自のWindowsデスクトップ環境にアクセスし、利用が可能になります。

◇用語解説

注1【仮想デスクトップ】

デスクトップ(Windowsユーザ環境)をサーバ側に集約し、ネットワークを介してデスクトップの画面イメージを配信し、シンクライアント、パソコン、タブレット等の端末よりサーバ上のWindowsユーザ環境を利用できるソリューションで、端末にデータを保存できないことから、端末からの情報漏洩を防止することが可能となります。

注2【Resalio(レサリオ)】

当社オリジナル製品・サービスに適用するブランド名称。(商標登録:4997726)

注3【システムインテグレータ】

日本の情報システム産業において、コンサルティングから設計、開発、運用・保守・管理までを一括請負する企業。

注4【ストレージ】

コンピュータにおけるデータを保存する補助記憶装置。媒体としては主に磁気ディスクを利用したハードディスクと半導体メモリを利用したフラッシュストレージに分類されます。

注5【シンクライアント】

仮想デスクトップ環境での利用に特化した端末。Thin(薄い)Client(クライアント)の名前の通り、一般に利用されるパソコンと比較して、ハードディスクを内蔵しないため、セキュリティ性に優れた端末。

注6【DaaS(ダース)】

Desktop as a Serviceの略で、仮想デスクトップを利用する際に、ユーザがIT資産を自社保有せず、クラウド事業者が提供する仮想デスクトップを月額で利用する形態のサービス。

3.業績等の推移

◆ 提出会社の経営指標等

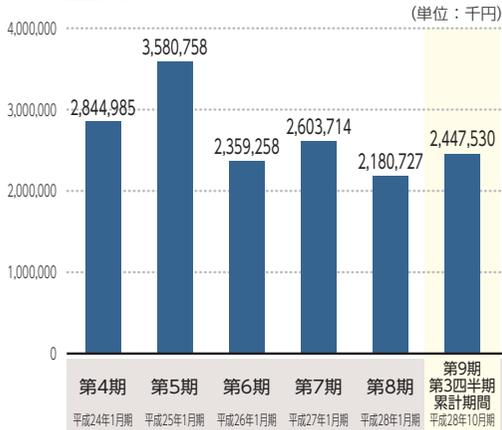
(単位：千円)

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第3四半期
決算年月	平成24年1月	平成25年1月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成28年10月
売上高	2,844,985	3,580,758	2,359,258	2,603,714	2,180,727	2,447,530
経常利益	87,818	316,485	34,991	50,689	1,712	197,204
当期(四半期)純利益又は 当期純損失(△)	88,723	220,175	16,827	29,208	△2,128	127,636
持分法を適用した場合の 投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	50,000	50,000	65,000	65,000	65,000	71,205
発行済株式総数 (株)	26,000	26,000	27,000	27,000	27,000	27,980
純資産額	229,644	450,472	494,300	523,509	527,666	649,338
総資産額	1,061,628	1,108,617	1,031,767	904,702	814,784	1,288,437
1株当たり純資産額 (円)	8,824.19	17,292.50	18,275.29	387.14	390.22	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	1,600 (1,600)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期) 純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額(△) (円)	3,412.46	8,468.30	627.01	21.63	△1.57	91.89
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	21.61	40.56	47.82	57.77	64.66	50.38
自己資本利益率 (%)	43.10	64.85	3.57	5.75	△0.41	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	46.89	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	—	—	—	△197,863	373,895	—
投資活動による キャッシュ・フロー	—	—	—	△37,616	27,844	—
財務活動による キャッシュ・フロー	—	—	—	2,242	△109,960	—
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高	—	—	—	105,102	397,118	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	41 (—)	45 (—)	49 (—)	54 (—)	55 (—)	— (—)

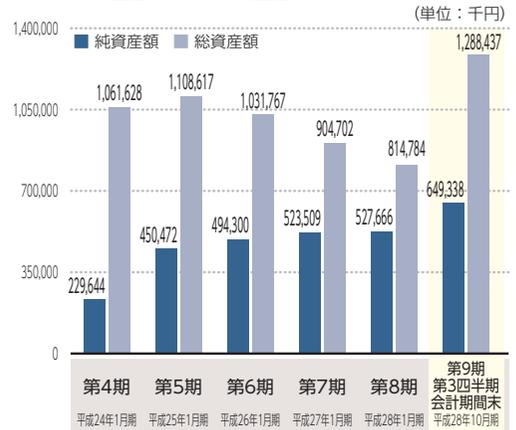
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんが、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第4期、第5期、第6期及び第7期においては、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第8期においては、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第7期及び第8期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、第4期、第5期及び第6期の財務諸表につきましては、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算定した各数値を記載しております。
- なお、第7期及び第8期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。なお、第9期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
7. 第4期、第5期及び第6期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんが、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 第5期から第8期は、無配のため、1株当たり配当額及び配当性向の記載はありません。
9. 平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
10. 第9期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第9期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第9期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
11. 当社は、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第4期、第5期及び第6期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第3四半期
決算年月	平成24年1月	平成25年1月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成28年10月
1株当たり純資産額 (円)	176.48	345.85	365.50	387.14	390.22	—
1株当たり当期(四半期) 純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額(△) (円)	68.24	169.36	12.54	21.63	△1.57	91.89
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	32 (32)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

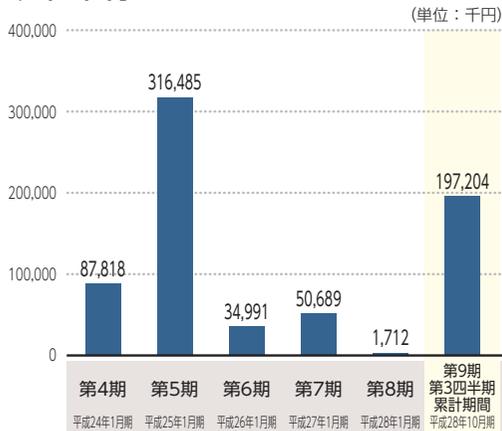
◆ 売上高



◆ 純資産額／総資産額



◆ 経常利益



◆ 1株当たり純資産額



(注)当社は、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上記では、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

◆ 当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



◆ 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注)当社は、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上記では、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	19
5. 従業員の状況	19
第2 事業の状況	20
1. 業績等の概要	20
2. 生産、仕入、受注及び販売の状況	21
3. 対処すべき課題	22
4. 事業等のリスク	23
5. 経営上の重要な契約等	27
6. 研究開発活動	27
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	28
第3 設備の状況	30
1. 設備投資等の概要	30
2. 主要な設備の状況	30
3. 設備の新設、除却等の計画	30
第4 提出会社の状況	31
1. 株式等の状況	31
2. 自己株式の取得等の状況	47
3. 配当政策	47
4. 株価の推移	47
5. 役員の状況	48
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	51

第5	経理の状況	56
1.	財務諸表等	57
(1)	財務諸表	57
(2)	主な資産及び負債の内容	100
(3)	その他	102
第6	提出会社の株式事務の概要	123
第7	提出会社の参考情報	124
1.	提出会社の親会社等の情報	124
2.	その他の参考情報	124
第四部	株式公開情報	125
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	125
第2	第三者割当等の概況	125
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	125
2.	取得者の概況	127
3.	取得者の株式等の移動状況	127
第3	株主の状況	128
	[監査報告書]	131

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月21日
【会社名】	アセンテック株式会社
【英訳名】	Ascentech K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 直浩
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南池袋二丁目35番4号ユニティ池袋ビル
【電話番号】	03-5956-5685
【事務連絡者氏名】	管理本部長 佐藤 正信
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区南池袋二丁目35番4号ユニティ池袋ビル
【電話番号】	03-5956-5685
【事務連絡者氏名】	管理本部長 佐藤 正信
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 175,440,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 498,800,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 70,520,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	120,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 平成29年3月21日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成29年4月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成29年3月21日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式41,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成29年4月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成29年4月5日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	－	－	－
入札方式のうち入札によらない募集	－	－	－
ブックビルディング方式	120,000	175,440,000	94,944,000
計（総発行株式）	120,000	175,440,000	94,944,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年3月21日開催の取締役会決議に基づき、平成29年4月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,720円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は206,400,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成29年4月18日(火) 至 平成29年4月21日(金)	未定 (注) 4.	平成29年4月24日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年4月5日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年4月14日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年4月5日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年4月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、増加する資本金の額は、平成29年3月21日開催の取締役会において、平成29年4月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年4月25日(火) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成29年4月7日から平成29年4月13日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 四谷支店	東京都新宿区四谷三丁目2番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	120,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年4月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計		120,000	—

(注) 1. 引受株式数については、平成29年4月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年4月14日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
189,888,000	5,000,000	184,888,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格 (1,720円) を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額184,888千円及び「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限64,878千円については、以下の投資に充当する予定であります。

①研究開発

既存のPCにUSBを差し込むことにより、PCをシンクライアント端末として仮想環境へ接続することが可能となるUSBシンクライアント「Resalio Lynx」のバージョンアップや小型PC20台分の機能を搭載した仮想デスクトップ専用サーバ「リモートPCアレイ」の後継機などの研究開発費用に124,766千円 (平成30年1月期25,000千円、平成31年1月期99,766千円) を見込んでおります。

②本社移転

従業員増によりオフィスが手狭となり、事業規模拡大のためのオフィス移転に伴う賃料、敷金及び移転費用、オフィスの家具などの什器備品や電話設備などの構築費用として、50,000千円 (平成30年1月期50,000千円) を見込んでおります。

③マーケティング

各種製品・サービスの認知獲得及び知名度向上のため、マーケティング活動に、35,000千円 (平成30年1月期15,000千円、平成31年1月期20,000千円) を見込んでおります。

④新製品販売のための貸出機

企業が抱える大容量のデータを効率的に保存・バックアップするためのストレージ製品について、新製品の有用性、効果を認識してもらうためにお客様への貸し出し用としての機器の購入に30,000千円 (平成30年1月期30,000千円) を見込んでおります。

⑤インフラソリューションラボ

インフラソリューションラボとは、取扱製品の研究、検証をしやすい環境が整備されたサーバールームのことです。研究、検証するためのサーバ、電源設備、空調設備などの設備に10,000千円 (平成30年1月期10,000千円) を見込んでおります。

残額が生じた場合は、事業拡大に向けた人材の採用費、老朽化に伴う基幹システムのサーバやストレージ等の更新費用に充当する方針ですが、現時点において具体的に決定している事項はありません。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 上記④及び⑤に記載しております設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年4月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	290,000	498,800,000	東京都練馬区 永森信一 160,000株 東京都千代田区麴町三丁目3番地8 安田企業投資4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 安田企業投資株式会社 130,000株
計(総売出株式)	—	290,000	498,800,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,720円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場 所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引 受契 約の 内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成29年 4月18日(火) 至 平成29年 4月21日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人の 本店及び 営業所	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都渋谷区東三丁目11番10号 ニュース証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 極東証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番3号 藍澤證券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7番12号 SMBCフレンド証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東洋証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成29年4月14日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
8. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	41,000	70,520,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 41,000株
計(総売出株式)	—	41,000	70,520,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年3月21日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式41,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,720円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成29年 4月18日(火) 至 平成29年 4月21日(金)	100	未定 (注) 1.	株式会社S B I証券の本店 及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. 株式会社S B I証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である佐藤直浩（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年3月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式41,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 41,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成29年5月26日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都新宿区四谷三丁目2番1号 株式会社三菱東京UFJ銀行 四谷支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成29年5月19日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である永森信一、当社役員かつ貸株人である佐藤直浩、当社役員かつ当社株主である松浦崇及び大嶺義正、ならびに当社役員かつ当社新株予約権者である萬歳浩一郎及び鶴田二郎、当社従業員かつ当社新株予約権者であるCélio Rossy及び佐藤正信は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年7月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

当社株主である安田企業投資4号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年7月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成29年10月21日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年3月21日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		平成24年1月	平成25年1月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月
売上高	(千円)	2,844,985	3,580,758	2,359,258	2,603,714	2,180,727
経常利益	(千円)	87,818	316,485	34,991	50,689	1,712
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	88,723	220,175	16,827	29,208	△2,128
持分法を適用した場合の投資 利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	50,000	50,000	65,000	65,000	65,000
発行済株式総数	(株)	26,000	26,000	27,000	27,000	27,000
純資産額	(千円)	229,644	450,472	494,300	523,509	527,666
総資産額	(千円)	1,061,628	1,108,617	1,031,767	904,702	814,784
1株当たり純資産額	(円)	8,824.19	17,292.50	18,275.29	387.14	390.22
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額)	(円)	1,600 (1,600)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 (△)	(円)	3,412.46	8,468.30	627.01	21.63	△1.57
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	21.61	40.56	47.82	57.77	64.66
自己資本利益率	(%)	43.10	64.85	3.57	5.75	△0.41
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	46.89	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	—	—	—	△197,863	373,895
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	—	—	—	△37,616	27,844
財務活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	—	—	—	2,242	△109,960
現金及び現金同等物の期末残 高	(千円)	—	—	—	105,102	397,118
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	41 (—)	45 (—)	49 (—)	54 (—)	55 (—)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれていません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載していません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第4期、第5期、第6期及び第7期においては、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。また、第8期においては、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失金額であるため、記載していません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第7期及び第8期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、第4期、第5期及び第6期の財務諸表につきましては、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算定した各数値を記載しております。
 なお、第7期及び第8期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 第4期、第5期及び第6期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 第5期から第8期は、無配のため、1株当たり配当額及び配当性向の記載はありません。
9. 平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
10. 当社は、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第4期、第5期及び第6期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	平成24年1月	平成25年1月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月
1株当たり純資産額 (円)	176.48	345.85	365.50	387.14	390.22
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	68.24	169.36	12.54	21.63	△1.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	32 (32)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
平成21年2月	株式会社エム・ピー・ホールディングス（現㈱インタア・ホールディングス）の新設分割子会社として、東京都新宿区に株式会社エム・ピー・テクノロジーズ（資本金5,000万円）を設立 仮想デスクトップソリューションの関連製品・サービスの販売を開始
平成24年3月	秋葉原にVDIイノベーションセンターを設立
平成24年10月	「アセンテック株式会社」に社名変更。本店所在地を所在地（東京都豊島区南池袋）に移転
平成24年10月	日本セーフネット株式会社とPKIベースUSB認証トークン及びワンタイムパスワード等の認証製品全般に関するリセラー契約を締結
平成25年3月	株式会社ネットワールドと業務提携
平成25年4月	資本金を6,500万円に増資
平成25年9月	Nimble Storage, Inc. と代理店契約を締結
平成26年1月	Atrust Computer Corp. と国内ディストリビュータ契約を締結
平成26年1月	日本マイクロソフト株式会社の提供するクラウド統合ストレージソリューション「StorSimple」の国内サービス販売開始
平成26年10月	デル株式会社とプレミアパートナー契約を締結
平成27年8月	GMOインターネット株式会社とリセラーパートナー契約を締結
平成27年11月	「Resalio（レサリオ）」シリーズのクラウドクライアントデバイスとして、Resalio Lynx 300、500を発表
平成27年12月	「Resalio」シリーズの仮想デスクトップサービスとして、GMOインターネット株式会社のクラウド基盤を活用した「Resalio DaaS（レサリオ・ダース）」のサービス提供を開始
平成28年3月	資本金を7,120万円に増資
平成28年10月	独自ソリューションである仮想デスクトップ専用サーバ「リモートPCアレイ」の販売提供を開始

3 【事業の内容】

近年、インターネットの普及により、サイバー攻撃等に対するセキュリティ対策が重要になってきていると考えております。当社は、情報セキュリティ対策として、セキュリティソリューションのひとつである仮想デスクトップ（注1）ソリューションを中心に事業を展開しております。

事業を展開するうえで、当社は、海外メーカーと1次代理店契約を締結し、商品の輸入・販売・保守を行っております。また、当社は、国内のお客様の要望に応え、当社オリジナル製品・サービスを自社ブランド「Resalio（レサリオ）」（注2）として開発・販売しております。

また、特に、仮想デスクトップシステムを提供するうえでは、メーカーの技術認定試験に合格した専門のエンジニアが必要と考えております。当社は、プロフェッショナルサービスとしてメーカーの技術認定試験に合格した専門のエンジニアがコンサルティングから保守・運用までの一貫したサービスを提供する体制を構築しております。

さらに、仮想デスクトップを利用する際、お客様がハードウェア、ソフトウェアを購入することなく、月額で利用できるクラウド型の当社オリジナルサービスも提供しております。

販売形態としましては、取扱商品、当社開発製品及びプロフェッショナルサービスは、システムインテグレータ（注3）経由でエンドユーザ企業に提供しております。また、一部のエンドユーザ企業におきましては、エンドユーザ企業からの指定により例外的に直接、製・商品及びサービスを提供しております。

当社の事業セグメントは、単一のITインフラ事業であります。ITインフラ事業は、仮想デスクトップビジネス、仮想インフラ及びストレージ（注4）ビジネス、プロフェッショナルサービスビジネス、クラウドサービスビジネスの4つの事業領域で構成しております。以下に事業領域ごとの内容を記載します。

① 仮想デスクトップビジネス

当社が提供する仮想デスクトップとは、デスクトップ環境をサーバ側に集約しネットワークを介してデスクトップの画面イメージを配信し、シンクライアント（注5）端末やパソコン、タブレットなどによりユーザが利用するソリューションです。

端末にデータを保存しないことによりセキュリティ性が向上するほか、システム管理者が集中管理できることにより、運用管理の負担が軽減されるといったメリットがあると考えております。

当社は、仮想デスクトップソフトウェアを提供するシトリックス・システムズ・ジャパン(株)の1次代理店として、企業における仮想デスクトップの普及に取り組んでおります。

a 仮想デスクトップの概要

下図のとおり、仮想デスクトップの利用により、端末側にデータが保存されないため、端末の紛失や、盗難が生じた場合にも、データ流出のリスクが低減されると考えております。

（仮想デスクトップの概要）



b シンクライアントの概要

仮想デスクトップの端末としては、一般のWindowsパソコンも利用可能ですが、Windows OSにはウイルスが侵入するリスクが内在していると考えております。当社では、その課題に対応するために、Windows OS、ハードディスクを搭載せず、ウイルス侵入のリスクをより低減した、シンクライアントを提供しております。

シンクライアントは、仮想デスクトップ環境での利用に特化した端末で、Windowsパソコンと同等の操作感での利用が可能です。

② 仮想インフラ及びストレージビジネス

近年、多くの企業には、IT利用の多様化によりITシステムへの高いパフォーマンス要求といった課題が存在すると考えております。仮想デスクトップシステムを導入する企業も、サーバ側に集約されたストレージを複数のユーザが共有する仮想インフラにおいて、同様の課題があります。

当社は、このような課題を解決するために、ITインフラによる改善・対応が必要になると考え、主として、フラッシュストレージを提供しております。

ストレージソリューションの概要

フラッシュストレージとは半導体メモリーであるフラッシュメモリーを活用したストレージで、従来の磁気ディスク方式に比べメモリー等の部品がないため、一般に高速、低消費電力、高寿命であるとされています。

フラッシュストレージは、高いパフォーマンス要求に対応し、ユーザデータを高速に入出力処理及び保存することできると考えております。

③ プロフェッショナルサービスビジネス

仮想デスクトップを導入する企業においては、システムを構築、利用するうえで、技術支援サービスが必要と考えております。

当社は、仮想デスクトップの検討段階におけるコンサルティングから構築段階における設計・構築、利用段階における保守、運用までの一貫した技術支援サービスを、メーカーの技術認定試験に合格した専門のエンジニアが提供しております。

a コンサルティングサービス

コンサルティングサービスは、仮想デスクトップを導入、検討されているお客様の現状を把握し、要件を洗い出し、仮想デスクトップに関する要件定義を作成いたします。その後、システムを構成する推奨機器、ソフトウェア等の情報をまとめます。コンサルティングサービスは、より高品質かつ安定的なシステム構築へ導く、重要なサービスとなっています。

b 設計・構築サービス

設計・構築サービスは仮想デスクトップ環境を実際に生成するための主要サービスです。要件定義に従って、設計から構築そしてサービスの本番開始、ドキュメント作成までを実施いたします。プロジェクトの規模にもよりますが、通常当社エンジニア3～8名程度のチーム編成を組み3～10ヶ月程度の期間でプロジェクトを遂行いたします。

c 保守・運用サービス

当社は、お客様へのアフターサポートを最大限ご支援すべく、保守・運用サービス体制強化に力を注いでいます。お客様に仮想デスクトップ環境を安定的にご利用いただくうえで、保守・運用サービスは、とても重要な要素と考えています。

当社では、仮想デスクトップにおいて障害が発生した場合、まず障害の原因がどこにあるのかを究明いたします。原因を特定した後、その原因となる商品を提供しているメーカーに障害報告並びに改善依頼を実施、早期復旧に向けての活動を行っております。

④ クラウドサービスビジネス

従業員10～50人規模の事業者においては、これまで仮想デスクトップはコスト面や複雑性により、導入が困難と考えられていました。

当社は、このような課題に対し、自社でITインフラを所有せずに月額で利用可能な仮想デスクトップのクラウド型サービスを提供しております。これにより同規模の事業者においても仮想デスクトップの導入がこれまでより容易になると考えております。

当社は、GMOインターネット㈱との協業により、仮想デスクトップのクラウド型サービス「Resalio DaaS（レサリオダース）」（注6）のほか、ログイン認証を2段階で行うことでセキュリティを強化する日本セーフネット㈱のクラウド認証サービス「Authentication SERVICE（オーセンティケーション サービス）」なども提供し、クラウドサービスの進展に取り組んでいます。

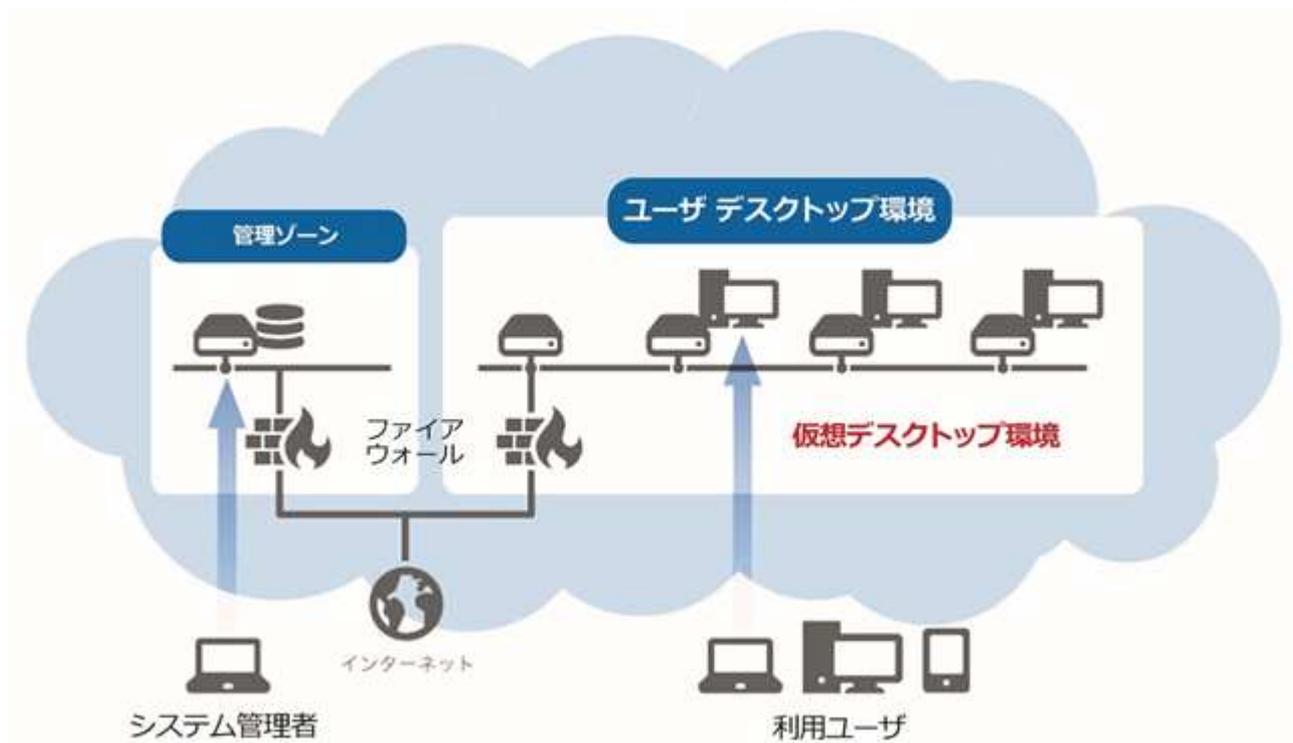
a クラウドサービスの概要

当社は仮想デスクトップに必要な機能及びITインフラをクラウド上に構築し、お客様がインターネット経由で、仮想デスクトップとして利用ができるサービス「Resalio DaaS（注6）」を提供しています。

これにより、お客様は、ITインフラを自社保有することなく、仮想デスクトップ環境を月額の利用料をお支払いいただくことで、利用が可能となります。

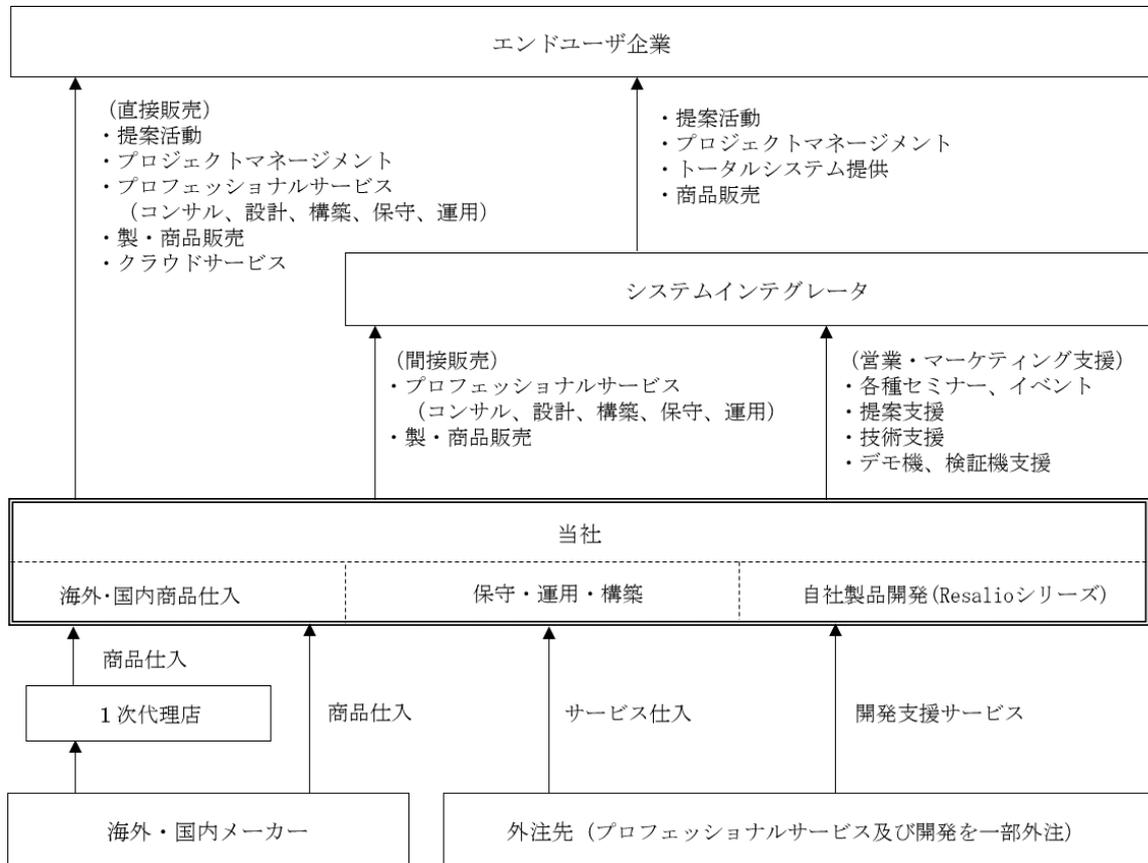
下図のとおり、お客様のシステム管理者は、利用ユーザの登録や、初期パスワードの設定等を行います。お客様の利用ユーザは、既存の端末やシンクライアントにより、クラウド上に生成された各自のWindowsデスクトップ環境にアクセスし、利用が可能になります。

(Resalio DaaSソリューション概要図)



⑤ 事業系統図

当社の事業系統図は次のとおりであります。



用語解説

注1	仮想デスクトップ	デスクトップ (Windowsユーザ環境) をサーバ側に集約し、ネットワークを介してデスクトップの画面イメージを配信し、シンクライアント、パソコン、タブレット等の端末よりサーバ上のWindowsユーザ環境を利用できるソリューションで、端末にデータを保存できないことから、端末からの情報漏洩を防止することが可能となります。
注2	Resalio (レサリオ)	当社オリジナル製品・サービスに適用するブランド名称。 (商標登録：4997726)
注3	システムインテグレータ	日本の情報システム産業において、コンサルティングから設計、開発、運用・保守・管理までを一括請負する企業。
注4	ストレージ	コンピュータにおけるデータを保存する補助記憶装置。媒体としては主に磁気ディスクを利用したハードディスクと半導体メモリーを利用したフラッシュストレージに分類されます。
注5	シンクライアント	仮想デスクトップ環境での利用に特化した端末。Thin (薄い) Client (クライアント) の名前の通り、一般に利用されるパソコンと比較して、ハードディスクを内蔵しないため、セキュリティ性に優れた端末。
注6	DaaS (ダース)	Desktop as a Serviceの略で、仮想デスクトップを利用する際に、ユーザがIT資産を自社保有せず、クラウド業者が提供する仮想デスクトップを月額で利用する形態のサービス。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年2月28日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
60	39.2	5.3	4,740

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業は、ITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第8期事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策及び日本銀行の金融政策により、穏やかに景気回復基調で推移いたしました。しかしながら、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動の長期化や円安に伴う物価上昇懸念などから、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社のITインフラ事業における需要は、特にクライアント端末関連でWindows XPのサポート終了のほか、消費税増税に伴う駆け込み需要などの反動により需要が減退しましたが、これは社会保障/税番号制度（マイナンバー制度）も始まり、引き続き仮想デスクトップソリューションなどのセキュリティ対策の重要性が高まっているため、一時的な減退と思われます。なお、ストレージソリューションにおいては、急増するファイルデータ管理課題の解決策として、入出力処理性能の高いフラッシュストレージの普及が本格化して、需要が伸びております。

このような事業環境のもと、入出力処理性能の高いフラッシュストレージであるハイブリッド型ストレージシステム「Nimble Storage」の導入事例の発表やセミナーイベントによるプロモーションを実施、仮想デスクトップに必要なハードウェア、ソフトウェア等のIT資産を所有することなく、月額料金で利用可能となるクラウド型のサービス「Resalio DaaS」の提供開始など、新商品サービスによる収益基盤の強化に取り組んでまいりました。

以上の結果、ストレージ関連の売上は伸びたものの、上記のとおりクライアント端末関連で前事業年度の反動により需要が減退したことで、端末販売が一時的に落ち込み、当事業年度の売上高は2,180,727千円（前年同期比16.2%減）、営業損失は5,538千円（前年同期は営業利益39,098千円）、経常利益は1,712千円（前年同期比96.6%減）、当期純損失は2,128千円（前年同期は当期純利益29,208千円）となりました。

なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第9期第3四半期累計期間（自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が継続したものの、円高による輸出産業への影響や国内消費の弱含み等により、企業収益や業況判断に足踏みが見られはじめました。情報サービス産業につきましても、製造業や金融業を中心とした堅調なIT投資動向に大きな変化はないものの、中国をはじめとするアジア新興国等の景気不振によりわが国景気が下押しされるリスクがあるなか、英国のEU離脱問題など、金融資本市場の変動の影響が懸念され、先行きには不透明感が増しております。

このような事業環境のもと、当社は、企業の情報セキュリティ対策、クラウド基盤構築、ストレージの高速化などのニーズに対応するため、取扱製品を拡充してまいりました。

特に、第8期事業年度に企画し市場に投入しました、仮想デスクトップ専用サーバ「リモートPCアレイ」や急増するファイルデータ管理課題の解決策としてのストレージ「Nimble Storage」の販売、構築のほか、クラウドストレージ上でバックアップや障害復旧などを提供する「StorSimple」の構築サービスが、業績に貢献しました。

これらの結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高2,447,530千円、営業利益229,134千円、経常利益197,204千円、四半期純利益127,636千円となりました。

なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第8期事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ、292,016千円増加し、397,118千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により得られた資金は、373,895千円（前事業年度は、197,863千円の支出）となりました。これは主に、売上債権の減少額257,435千円、たな卸資産の減少額115,967千円があった一方、仕入債務の減少額42,129千円が生じたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により得られた資金は、27,844千円（前事業年度は、37,616千円の支出）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入50,000千円が生じたことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により支出した資金は、109,960千円（前事業年度は、2,242千円の収入）となりました。これは、短期借入金の純減少額70,000千円、長期借入金の返済による支出39,960千円が生じたことによるものであります。

2【生産、仕入、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

第8期事業年度及び第9期第3四半期累計期間の生産実績を示すと以下のとおりであります。なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の生産実績の記載は省略しております。

セグメントの名称	第8期事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	前年同期比 (%)	第9期第3四半期累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日)
ITインフラ事業 (千円)	156,347	106.8	130,368

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 金額は製造原価によっております。

(2) 仕入実績

第8期事業年度及び第9期第3四半期累計期間の仕入実績を示すと以下のとおりであります。なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の仕入実績の記載は省略しております。

セグメントの名称	第8期事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	前年同期比 (%)	第9期当第3四半期累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日)
ITインフラ事業 (千円)	1,548,907	75.5	1,922,377

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 金額は仕入価格によっております。

(3) 受注状況

第8期事業年度の受注状況を示すと以下のとおりであります。なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の受注状況の記載は省略しております。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
ITインフラ事業	2,358,221	90.2	271,563	178.0

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 金額は販売価格によっております。

第9期第3四半期累計期間の受注状況を示すと以下のとおりであります。なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の受注状況の記載は省略しております。

セグメントの名称	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
ITインフラ事業	2,626,613	348,124

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 金額は販売価格によっております。

(4) 販売実績

第8期事業年度及び第9期第3四半期累計期間の販売実績を示すと以下のとおりであります。なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載は省略しております。

セグメントの名称	第8期事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	前年同期比 (%)	第9期第3四半期累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日)
ITインフラ事業 (千円)	2,180,727	83.8	2,447,530

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 金額は販売価格によっております。
3. 最近2事業年度及び第9期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第7期事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)		第8期事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)		第9期第3四半期累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
日本ビジネスシステムズ(株)	698,787	26.8	281,279	12.9	76,690	3.1
(株)アイ・ユー・ケイ	12,873	0.5	236,610	10.9	47,381	1.9
日本アイ・ビー・エム(株)	453,731	17.4	147,900	6.8	289,581	11.8
ダイワボウ情報システム(株)	290,485	11.2	114,851	5.3	69,007	2.8

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。

(1) 優秀な人材の採用と育成について

当社が行う事業は、企業の社内システム全体に関わる広範な知識と経験、技術力を必要としております。そのため当社では、各分野に秀でた専門的な人材とともに全体をコーディネートする管理責任者の育成及び採用を積極的に進めております。

また、国内外の企業との提携等により技術的交流を深め、この分野のスキル維持向上に努める次第であります。

(2) コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化と内部管理体制の強化が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査役会の設置や内部監査及び内部統制システムの整備によりその強化を図っているところです。

また、内部管理体制については、管理部門の増員を実施しておりますが、適時開示の重要性が高まるなか、適時開示の専任者の採用を図ることなど、一層の体制強化が必要であると認識しております。

(3) 自社開発製品の拡充及び継続収入の売上比率向上

当社がResalioシリーズとして販売している製品については、OSや端末のバージョンアップ、また顧客のシステムに対応するために開発力の強化を必要としております。自社開発製品の拡充については、開発の専任者の採用のほか、顧客ニーズに対応した商品をスピーディーに企画・開発する対応力を高める努力を続けることで、拡充を図ってまいります。

また、当社は継続収入の売上比率が低いことから、収益基盤を一層強固なものにする必要があると考えております。

継続収入の売上比率向上については取扱商品ごとの技術サポート契約（インシデント対応保守、オンサイト保守、センドバック保守、マルチベンダー保守など）の拡充やResalioシリーズなどのクラウドサービスの拡販などにより、向上を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 技術革新への対応について

当社は、現状、最先端の技術革新の把握に支障を来したことはありませんが、仮想化ソリューション市場は技術革新のスピードが速いため、当社が技術革新に対応できない場合には、業界標準に対応できない或いは顧客ニーズを捉えられないことなどにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 品質管理について

当社が行っているITインフラ事業について、仮想デスクトップ環境を構築するために用いられるソフトウェアは、顧客の基幹業務システムに組み込まれて用いられております。当社は、システムの構築に当たって、ソフトウェアを仕入れた段階で当社が独自に定めた品質テストを行うことに加え、客先でのシステム構築作業が完了した時点においても顧客と合意をした品質テストを行って最終確認を実施することとしており、システムの品質管理には細心の注意を払っております。

当社は、顧客から案件を受託する際に締結する契約に免責条項を設ける場合もありますが、顧客の基幹業務システム等に組み込まれた当社システムが不具合を起こした場合、顧客より損害賠償請求を受けることなどにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替リスクについて

当社は、海外から仕入れるソフトウェア、ハードウェアの代金を米ドル建てで仕入れております。当社の業績は、為替変動の影響を受ける可能性がありますので、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を目的に為替予約を行うことを基本として対応しております。今後、当社の事業拡大に伴って、外貨建て取引の数量割合が増加して、適切に為替変動リスクを回避することができない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 小規模組織であることについて

当社は平成29年3月21日現在、取締役3名（うち非常勤取締役1名）、監査役3名（うち非常勤監査役2名）、従業員60名と組織規模が小さく、内部管理体制や業務執行体制も当該組織規模に応じたものとなっております。従って、当社の役員や従業員が病気や怪我等により業務を遂行する上で支障が生じた場合や転職等により人材が社外に流出した場合には、当社の業務に支障が生じる可能性があります。

現在、当社は、より組織的な社内管理体制を整備・運用するように努めておりますが、適切かつ十分に組織的な対応ができるか否かは不確実であり、当社の事業遂行及び拡大に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は今後とも外部からの採用と従業員の人材育成に努め、内部管理体制及び業務執行体制の強化を図る所存であります。急激な業務拡大が生じた場合、十分な人的・組織的対応が取れない可能性があります。また、今後の人員増加に伴い、先行して一時的に人件費負担が増加する場合も想定され、そうした場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 代表取締役社長及び取締役副社長への依存について

当社は小規模であることもあって、代表取締役社長である佐藤直浩及び取締役副社長である松浦崇が中心となって、経営方針や事業戦略の決定、事業計画の立案と推進を行っており、両氏は、当社が事業を遂行する上で、重要な役割を果たしております。また、当社の事業運営における両氏の知識や経験、当社の株主や取引先との関係についても、両氏に多くを依存している状況となっております。

このため、当社では、両氏への過度な依存を改善すべく、事業体制において全社的な組織の構築や人材の育成に努めております。今後、これらの諸施策に取り組むことや当社の実績を積み上げることにより、両氏の知識や経験に過度に依存することなく、円滑に事業を遂行することが可能となると考えております。

ただし、当面の間は、両氏への依存度が高いままの状態で見込まれます。現時点で両氏が退任する予定はありませんが、両氏が理由の如何に関わらず当社業務を継続することが困難となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保について

当社が行う事業は、ハードウェアとソフトウェア並びにネットワークを統合するというシステム全体のインテグレーションに関わる広範な知識と経験、技術を備えた人的資本により成り立っております。そのため既存の従業員

に加えて、優秀な人材を確保・育成することは、今後、当社が事業を拡大する上で極めて重要であると認識しております。

また、優秀な人材の確保や従業員のインセンティブのために、能力主義やストック・オプションなどを取り入れた報酬プログラムを実践しております。しかしながら、現在在職している人材が流出するような場合、または当社の求める人材が十分に確保できなかった場合、今後の事業展開も含めて事業拡大及び将来性に影響を及ぼす可能性があります。

また、人材の獲得が順調に行なわれた場合でも、人件費、設備コスト等固定費が増加する場合も想定され、その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 新株予約権による希薄化

当社は役員及び従業員に対して、モチベーションの向上を目的としたストック・オプションを付与しております。今後新株予約権の行使が行われた場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は132,750株であり、発行済株式総数1,399,000株の9.5%に相当します。

(8) ベンチャーキャピタル及び投資事業組合の株式保有比率

本書提出日現在、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下「VC等」といいます。）が所有している株式数は、260,000株存在し、発行済株式総数1,399,000株の18.6%に相当します。一般的にVC等が未上場株式に投資を行う目的は、上場後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることにありますので、VC等は当社の上場後において所有する株式の一部または全部を売却することが想定されます。当該株式売却により、一時的に需給のバランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

(9) 法的規制について

当社の事業に係る法律として、「個人情報保護に関する法律」「労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）」「電器用品安全法」等の関連法令による規制の適用を受けております。当社では、これらの関連法令の遵守に努めておりますが、万が一法令違反に該当するような事態が発生した場合や、当該法令の変更や新たな法令の施行等により事業上の制約を受けるような場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 取引依存度の高い相手先について

① 販売先

当社のITインフラ事業では、顧客企業のITインフラの導入時期に応じて、特定の取引先への販売金額への依存度が高くなる場合があります。日本ビジネスシステムズ株式会社及び株式会社アイ・ユー・ケイへの売上金額及び当該売上金額の総売上金額に対する割合は下表のとおり高い状況となっております。今後は、パートナー数の拡大により、特定の案件への依存度を低下させていく方針ですが、受注する案件の規模によっては一時的に特定の取引先に対する売上高の依存が生じ、当該取引先との取引量の変化が当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	第7期事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)		第8期事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)		第9期第3四半期累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
日本ビジネスシステムズ(株)	698,787	26.8	281,279	12.9	76,690	3.1
(株)アイ・ユー・ケイ	12,873	0.5	236,610	10.9	47,381	1.9
日本アイ・ビー・エム(株)	453,731	17.4	147,900	6.8	289,581	11.8
ダイワボウ情報システム(株)	290,485	11.2	114,851	5.3	69,007	2.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 仕入先

当社は受注する製品によって、特定の取引先への仕入金額への依存度が高くなる場合があります。シトリックス・システムズ・ジャパン株式会社及びエヌアイシー・パートナーズ株式会社への仕入金額及び当該仕入金額の総仕入金額に対する割合は下表のとおり高い状況にあります。

上記取引先を含む主な仕入取引先とは、良好な関係を構築しておりますが、万一、取引が解消される場合や取引条件が大幅に変更される場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	第7期事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)		第8期事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)		第9期第3四半期累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
シトリックス・システムズ・ジャパン(株)	310,354	15.1	377,685	24.4	407,264	21.2
エヌアイシー・パートナーズ(株)	447,603	21.8	256,489	16.6	311,382	16.2
デル(株)	22,130	1.1	210,786	13.6	310,507	16.1
Wyse Technology LLC	975,497	47.6	188,324	12.2	102,545	5.3
Nimble Storage, Inc	—	—	36,666	2.4	388,627	20.2
Atrust Computer Corporation	28,003	1.4	39,220	2.5	262,271	13.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(11) 仕入先との代理店契約について

当社は、主な仕入先と「代理店契約」を締結しています。これらの契約は、独占・非独占に関わらず、仕入先側の通告により、契約期間の満了により終了することがあります。仕入先毎に、終了条件の有無、事前通告の要否、その期間・手段等に相違があり、当社がその対抗策・代替手段を検討する期間にも相違が出ることを考えられるため、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 競合について

当社のITインフラ事業では、事業者間の受注競争が激しい状況にあり、今後も一層の激化が想定されます。当社においては、ネット広告、セミナー開催、海外ベンダーとの関係強化、業界における導入ノウハウと技術者によるパートナー支援、きめ細かな顧客対応等により競争力を維持・向上させていく方針ですが、競合他社との差別化が困難となった場合には、受注や採算性の確保が困難となり、当社の事業活動、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 関連当事者との取引について

当社は、第8期事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）において、当社役員である佐藤直浩及び当社主要株主（個人）が議決権の過半数を所有している会社等である栄進商事株式会社との間に以下の取引があります。

当社では、原則的に関連当事者との取引は行わない方針ですが、関連当事者との取引を行う必要が生じた場合には、その必要性及び取引条件の妥当性等に留意して、取締役会の決議により行うこととしております。

なお、佐藤直浩との取引は、本書提出日現在、解消されております。また、栄進商事株式会社との取引については、第10期事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）中に本社移転を予定しているため、解消する予定であります。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐藤直浩	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 14.4	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 2、(1)	6,860	—	—
主要株主 (個人) 及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	栄進商事株式会社	東京都豊島区	10,000	不動産	—	不動産賃貸借契約	敷金の差入	—	敷金	3,554
							賃貸借契約に伴う家賃 (注) 2、(2)	18,571	前払費用	1,671
							更新料の支払 (注) 2、(2)	1,184	地代家賃	—

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社銀行借入に対する被債務保証の取引金額につきましては、期末被保証残高を記載しております。なお、保証料等の支払は行っておりません。
- (2) 不動産賃貸借契約に伴う家賃の取引金額については、近隣の相場を勘案して決定した年間の賃借料及び敷金を記載しております。

(14) 大株主との関係について

本書提出日現在、当社の筆頭株主である永森信一氏は、発行済株式の54.8%を保有しており、支配株主であります。当社上場の際に於ける当社普通株式の募集及び引受人の買取引受による売出し後、支配株主ではなくなる見込みです。また、永森信一氏が発行済株式の100%を所有する㈱システム・ビットの代表取締役社長である萬歳浩一郎は、当社の取締役を兼任しており、同社の総務経理部長である大嶺議正は、当社の監査役を兼任しております。なお、当社の取締役である萬歳浩一郎は、永森信一氏の二親等内の親族であります。

永森信一氏は現時点においては、当社株式を中長期的に保有する方針ですが、今後の株価の推移等によっては比較的短期に売却する可能性もあり、当該株式の売却が市場で行われた場合や株式市場での売却の可能性が生じた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。さらに、市場での売却ではなく特定の相手先への譲渡を行った場合には、当該譲渡先の保有株数や当社に対する方針によっては、当社グループの事業戦略等に影響を与える可能性があります。

また、当社監査役と㈱システム・ビットの総務経理部長を兼任している大嶺議正は、辞任する意向であり、平成29年4月28日開催予定の当社定時株主総会の終結の時をもって、当社監査役を辞任する予定であります。

そのため、新しく経営に知見を持たれている社外監査役を選任する予定であります。

なお、当社は現在、社外取締役を選任しておりませんが、今後においては、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化のため、平成29年4月開催予定の定時株主総会において経営に知見を持たれている社外取締役を選任する予定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第8期事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

当事業年度の研究開発活動は、従来どおり、「簡単、迅速、安全に！お客様のビジネスワークスタイル変革に貢献する。」をミッションとして、より高いセキュリティと効率性の高いIT環境を提供できる製品を開発すべく、研究を日々積み重ねております。

ITインフラ事業において、既存のPCにUSBを差し込むことにより、PCをシンククライアント端末として仮想環境へ接続することが可能となるUSBシンククライアント「Resalio Lynx」に加え、仮想デスクトップにおいて、課題と考えられているコストの削減のために、PC20台分を搭載したのと同じ機能をもつ仮想デスクトップ専用サーバーリモートPCアレイ（RPA）の開発などを行いました。当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は12,116千円であります。

なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第9期第3四半期累計期間（自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日）

当第3四半期累計期間の研究開発活動は、従来どおり、「簡単、迅速、安全に！お客様のビジネスワークスタイル変革に貢献する。」をミッションとして、高いセキュリティと効率性の高いIT環境を提供できる製品を開発すべく、研究を日々積み重ねております。

ITインフラ事業において、自社開発独自製品である既存のPCにUSBを差し込むことにより、PCをシンククライアント端末として仮想環境へ接続することが可能となるUSBシンククライアント「Resalio Lynx」のバージョンアップによる機能改善などを行いました。当第3四半期累計期間における当社が支出した研究開発費の総額は5,748千円あります。

なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、当事業年度末における財政状態、事業年度における経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第8期事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

(資産)

当事業年度末における資産の額は、前事業年度末より、89,918千円減少し、814,784千円となりました。

これは主に、売掛金が257,435千円、商品が112,244千円減少したものの、現金及び預金が242,016千円増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債の額は、前事業年度末より、94,076千円減少し、287,117千円となりました。

これは主に、前受金が38,579千円増加したものの、短期借入金が70,000千円、買掛金が42,129千円及び1年内返済予定の長期借入金が33,100千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の額は、前事業年度末より、4,157千円増加し、527,666千円となりました。

これは主に、繰延ヘッジ損益が6,285千円増加したことによるものであります。

第9期第3四半期累計期間（自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日）

(資産)

当第3四半期会計期間末の資産合計は、1,288,437千円と前事業年度末に比べて473,653千円の増加となりました。これは主に、売掛金が337,771千円及び商品が79,407千円増加したためであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末の負債合計は、639,099千円と前事業年度末に比べて351,982千円の増加となりました。これは主に、買掛金が227,400千円及び未払法人税等が82,409千円増加したためであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産合計は、649,338千円と前事業年度末に比べて121,671千円の増加となりました。これは主に、繰延ヘッジ損益により17,724千円減少したものの、四半期純利益の計上により127,636千円増加したためであります。

(3) 経営成績の分析

第8期事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

(売上高)

当事業年度の売上高は2,180,727千円となり、前事業年度より、422,987千円の減少となりました。主な要因は、前事業年度のWindows XPのサポート終了のほか、消費税増税に伴う駆け込み需要などの反動から、仮想化専用端末などの需要が落ち込んだことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は売上高の減少により1,834,443千円となり、前事業年度より、366,807千円の減少となりました。

以上の結果、当事業年度の売上総利益は346,284千円（前年同期比56,179千円減）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は351,823千円となり、前事業年度より、11,542千円の減少となりました。主な要因は、給料及び手当21,414千円増加したものの、支払手数料7,433千円減少したことによるものであります。以上の結果、当事業年度の営業損失は5,538千円（前年同期は39,098千円の営業利益）となりました。

(営業外損益、経常利益)

当事業年度の営業外損益は7,251千円となり、前事業年度より、4,339千円の減少となりました。主な要因は、助成金収入5,000千円増加したものの、為替差益8,564千円減少したことによるものであります。以上の結果、当事業年度の経常利益は1,712千円（前年同期比48,976千円減）となりました。

(特別損失、当期純損失)

当事業年度の特別損失は1,050千円となり、前事業年度より、1,050千円の増加となりました。これは、投資有価証券売却損1,050千円が発生したことによるものであります。また、法人税等合計は、税引前当期純利益の減少に伴う課税所得の減少を主な要因として2,790千円と前事業年度より、18,689千円の減少となりました。以上の結果、当事業年度の当期純損失は2,128千円（前年同期は29,208千円の当期純利益）となりました。

第9期第3四半期累計期間（自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日）

(売上高)

新製品の発表並びにパートナー企業との連携強化策を推進したことにより、受注が堅調に推移しました。これらの結果、当第3四半期累計期間の売上高2,447,530千円となりました。

(売上原価、売上総利益)

当第3四半期累計期間の売上原価は1,946,990千円となりました。以上の結果、当第3四半期累計期間の売上総利益は500,539千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は271,405千円となりました。業容拡大に伴い、人件費をはじめとする各項目において増加しております。以上の結果、当第3四半期累計期間の営業利益は229,134千円となりました。

(営業外損益、経常利益)

当第3四半期累計期間の営業外損益は△31,929千円となりました。主な要因は、助成金収入2,500千円や保険解約返戻金6,808千円が発生したものの、為替差損41,348千円発生したことによるものであります。以上の結果、当第3四半期累計期間の経常利益は197,204千円となりました。

(特別損益、四半期純利益)

当第3四半期累計期間の特別損益はありませんでした。以上の結果、当第3四半期累計期間の四半期純利益は127,636千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社の属するIT業界は、企業におけるIT利用の利便性向上とセキュリティ強化をキーワードに、市場が拡大しております。そのような環境のもと、当社は海外ベンダーの製品のうち、仮想デスクトップ及びそれらを実現する仮想インフラに関連した製品に特化して取り扱い、仮想デスクトップ専門の特定のベンダーの製品だけでなく、複数のベンダーの製品を取り扱うトータルソリューションベンダーとして、会社の基盤を固め成長してまいりました。

今後は自社セキュリティブランドであるResalioシリーズや仮想デスクトップにおいて、課題と考えられているコストの削減のために、PC20台分を搭載したものと同一機能をもつ仮想デスクトップ専用サーバーリモートPCアレイ (RPA) などの自社オリジナル製品のラインナップの強化に努め、長期に渡って持続的な成長の実現を図ってまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりです。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第8期事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

当事業年度に実施した設備投資の額は、6,099千円であり、主なものは、当社取扱製品のデモや、検証をするためのサーバやストレージの取得及び新製品販売のための貸出機の取得6,099千円によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の設備投資等の記載は省略しております。

第9期第3四半期累計期間（自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日）

当第3四半期累計期間に実施した設備投資の額は、18,364千円であり、主なものは、当社取扱製品のデモや、検証をするためのサーバやストレージの取得及び新製品販売のための貸出機の取得18,364千円によるものであります。

なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の設備投資等の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

平成28年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都豊島区)	社内システム 検証用・デモ用資材 保守用部材	2,155	14,506	2,490	19,153	55

(注) 1. 金額に消費税等は含まれておりません。

2. 現在、休止中の主要な設備はありません。

3. 本社建物を賃借しており、年間賃借料は18,571千円であります。

4. 当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の設備投資等の記載は省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

(平成29年2月28日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方 法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加 能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都豊島区)	新製品立ち上げ・デモ/検証機(ストレージなどのデモ/検証機の購入)	30,000	-	増資資金	平成30年1月期 (注3)	平成30年1月期 (注3)	(注4)
本社 (東京都豊島区)	インフラソリューションラボ(研究、検証するためのサーバ、電源設備、空調設備)	10,000	-	増資資金	平成30年1月期 (注3)	平成30年1月期 (注3)	(注4)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社、ITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3. 着手予定年月、完成予定年月につきましては、平成30年1月期中の着手及び完成を予定しており、月は未定であります。

4. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載しておりません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,596,000
計	5,596,000

(注) 平成28年11月21日開催の取締役会決議に基づき、平成28年12月7日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は5,336,000株増加し、5,596,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,399,000	非上場	単元株式数は100株 あります。
計	1,399,000	—	—

(注) 1. 平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月7日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,371,020株増加し、1,399,000株となっております。

2. 平成28年12月15日開催の臨時株主総会決議により、平成28年12月15日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成23年8月29日取締役会決議及び平成23年8月30日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成28年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,090	1,090(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,090	54,500(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,011(注)2	141(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成25年9月1日 至平成30年8月31日	自平成25年9月1日 至平成30年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,011 資本組入額 3,506	発行価格 141 資本組入額 71(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の 取得については、当社の取 締役会の承認を要するもの とする。	譲渡による本新株予約権の 取得については、当社の取 締役会の承認を要するもの とする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在(平成28年1月31日)は1株であり、提出日の前月末現在(平成29年2月28日)は50株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
 - ① 本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。
 - ② 本新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が、任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - ③ 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ② 本新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
第1回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第1回新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

	最近事業年度末現在 (平成28年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	170	170(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	170	8,500(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,279(注)2	166(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成25年9月1日 至 平成30年8月31日	自 平成25年9月1日 至 平成30年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,279 資本組入額 4,140	発行価格 166 資本組入額 83(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在(平成28年1月31日)は1株であり、提出日の前月末現在(平成29年2月28日)は50株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の権利者(以下、「本新株予約権者」という)は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。また、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

- ② 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。
 - ③ 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社普通株式の株式価値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - a 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - b 当社が法令や証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - c 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - d その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ② 本新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
第2回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第2回新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

	最近事業年度末現在 (平成28年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	980(注1) 1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	980	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,665(注) 2	—
新株予約権の行使期間	自 平成26年2月1日 至 平成29年1月31日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,665 資本組入額 6,333	—
新株予約権の行使の条件	(注) 3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の 取得については、当社の取 締役会の承認を要するもの とする。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在(平成28年1月31日)は1株であります。
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の権利者(以下、「本新株予約権者」という)である当社代表取締役及び当社監査役は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。また、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

- ② 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。
- ③ 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社普通株式の株式価値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、または割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社の本決算の最終利益が一度でもマイナスになった場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。
- 但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- a 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - b 当社が法令や証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - c 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - d その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ② 本新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
第4回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第4回新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第5回新株予約権 平成24年7月13日取締役会決議及び平成24年7月20日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成28年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,170	1,150(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,170	57,500(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,000(注)2	240(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成26年8月1日 至平成31年7月31日	自平成26年8月1日 至平成31年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,000 資本組入額 6,000	発行価格 240 資本組入額 120(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在(平成28年1月31日)は1株であり、提出日の前月末現在(平成29年2月28日)は50株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の権利者(以下、「本新株予約権者」という)の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。

- ② 本新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が、任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - ③ 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。
4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ② 本新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
第5回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第5回新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行単価及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

	最近事業年度末現在 (平成28年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	195	175(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	195	8,750(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	28,000(注)2	560(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成27年8月1日 至平成32年7月31日	自平成27年8月1日 至平成32年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 28,000 資本組入額 14,000	発行価格 560 資本組入額 280(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在(平成28年1月31日)は1株であり、提出日の前月末現在(平成29年2月28日)は50株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の権利者(以下、「本新株予約権者」という)の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。
- ② 本新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が、任期満了により退任した場

合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

- ③ 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。
4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ② 本新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
第6回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第6回新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行単価及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

	最近事業年度末現在 (平成28年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	—	70(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	3,500(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	580(注)2、6
新株予約権の行使期間	—	自平成29年2月1日 至平成34年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 580 資本組入額 290(注)6
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在(平成28年1月31日)は1株であり、提出日の前月末現在(平成29年2月28日)は50株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の権利者(以下、「本新株予約権者」という)の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。
- ② 本新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が、任期満了により退任した場

合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

③ 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。

① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

② 本新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③ 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

第7回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第7回新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

（注）4に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行単価及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成23年8月24日 (注) 1	23,400	26,000	—	50,000	—	40,000
平成25年4月1日 (注) 2	1,000	27,000	15,000	65,000	12,000	52,000
平成28年3月24日 (注) 3	100	27,100	633	65,633	633	52,633
平成28年3月29日 (注) 3	880	27,980	5,572	71,205	5,572	58,205
平成28年12月7日 (注) 4	1,371,020	1,399,000	—	71,205	—	58,205

- (注) 1. 平成23年8月22日開催の取締役会決議により、平成23年8月24日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行ったことによるものであります。
2. 有償第三者割当増資
発行価格 27,000円
資本組入額 15,000円
割当先 株式会社ネットワールド、永森 信一
3. 新株予約権の行使によるものであります。
4. 平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月7日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,371,020株増加し、1,399,000株となっております。

(5) 【所有者別状況】

平成29年2月28日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	5	6	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	375	—	—	13,615	13,990	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	2.68	—	—	97.32	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,399,000	13,990	単元株式数は100株 であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,399,000	—	—
総株主の議決権	—	13,990	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成23年8月30日臨時株主総会決議

決議年月日	平成23年8月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社従業員 36名 社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員32名、監査役1名となっております。

第2回新株予約権 平成23年8月30日臨時株主総会決議

決議年月日	平成23年8月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員1名となっております。

第5回新株予約権 平成24年7月20日臨時株主総会決議

決議年月日	平成24年7月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2名 当社従業員 15名 社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員12名となっております。

第6回新株予約権 平成26年12月15日臨時株主総会決議

決議年月日	平成26年12月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1名 当社従業員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社監査役1名、当社従業員10名となっております。

第7回新株予約権 平成28年4月28日定時株主総会決議

決議年月日	平成28年4月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。当社の配当に関する基本方針は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、業績の推移、財務状況、事業計画に基づく資金需要等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら、経営成績に合わせた利益配分を基本方針としております。当社は現在、成長過程にあると考えており、そのため内部留保の充実を図り、いっそうの事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。今後においても当面の間は内部留保の充実を図り、優秀な人材の確保や新技術の導入及び独自製品の開発に向けた投資に充当し、企業価値の向上に努める方針であります。今後の配当実施の可能性及び実施時期等につきましては未定であります。

なお、当社は、剰余金の配当を行う場合には、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。

また、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年7月31日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		佐藤 直浩	昭和33年7月8日生	昭和56年4月 日本テキサス・インスツルメンツ(株) 入社 昭和63年11月 日本アイ・ビー・エム(株) 入社 平成18年8月 (株)エム・ピー・テクノロジーズ (現(株)インタア・ホールディングス) 入社 平成18年8月 Guest-Tek Interactive Entertainment Ltd. (Canada) 取締役 就任 平成18年10月 (株)エム・ピー・テクノロジーズ (現(株)インタア・ホールディングス) 取締役社長 就任 平成21年2月 当社代表取締役社長 就任 (現任) 平成21年2月 (株)エム・ピー・ホールディングス (現(株)インタア・ホールディングス) 代表取締役社長 就任 平成22年10月 (株)エム・ピー・ホールディングス (現(株)インタア・ホールディングス) 代表取締役社長 辞任	※2	239,000
取締役副社長	ソリューション 本部長	松浦 崇	昭和43年9月19日生	平成3年4月 日本ユニシス(株) 入社 平成13年7月 シトリックス・システムズ・ジャパン(株) 入社 平成18年2月 (株)エム・ピー・テクノロジーズ (現(株)インタア・ホールディングス) 入社 ソリューション本部本部長 平成21年2月 当社取締役ソリューション本部長 就任 平成21年10月 (株)エム・ピー・ホールディングス (現(株)インタア・ホールディングス) 取締役 就任 平成24年6月 (株)インタア・ホールディングス 取締役 辞任 平成25年4月 当社取締役副社長 ソリューション本部長 就任 (現任)	※2	91,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		萬歳 浩一郎	昭和49年2月19日生	平成10年4月 メリルリンチ証券(株)東京支店 入社 平成13年10月 ドイツ証券(株)東京支店 入社 平成16年3月 メリルリンチ日本証券(株) 入社 平成19年3月 三菱UFJメリルリンチPB証券(株)へ転籍 平成19年5月 ドイツ証券(株) 入社 平成23年1月 (株)システム・ビット 入社 平成23年3月 当社監査役 就任 平成23年8月 当社取締役 就任(現任) 平成23年8月 栄進商事(株) 取締役 就任(現任) 平成23年11月 (株)システム・ビット 取締役 就任 平成27年12月 ライフサイエンスコンピューティング(株) 代表取締役社長 就任(現任) 平成27年12月 (株)システム・ビット 代表取締役社長 就任(現任)	※2	—
監査役 (常勤)		鶴田 二郎	昭和36年6月18日生	昭和59年4月 シャープ(株) 入社 昭和61年2月 日本アイ・ビー・エム(株) 入社 平成21年4月 (株)エス・アンド・アイ 入社 平成25年4月 当社監査役 就任 平成28年4月 当社監査役 辞任 平成28年4月 当社監査役 就任(現任)	※3	—
監査役		大嶺 議正	昭和33年12月15日生	昭和59年3月 日本ノイホルム(株) 入社 昭和62年3月 トーハツ(株) 入社 平成7年12月 (株)ケイビー 入社 平成8年7月 (株)エーディケイ 入社 平成12年12月 (有)フォンキャスト 代表取締役 就任 平成13年12月 (株)システム・ビット 入社(現任) 平成24年3月 当社監査役 就任(現任) 平成27年6月 (株)ジャパトラ 監査役 就任(現任) 平成27年12月 ライフサイエンスコンピューティング(株) 監査役 就任(現任)	※3	5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		松田 英典	昭和23年2月4日生	昭和45年4月 日本アイ・ビー・エム(株) 入社 平成13年6月 コムテック(株) 代表取締役社長 就任 平成15年1月 (株)エスアールエルテクノシステム 代表取締役社長 就任 平成19年7月 ビジネス・コンシェルジュ(株) 代表取締役社長 就任 平成21年7月 (株)I S I Dアドバンスストアウトソーシング 代表取締役社長 就任 平成26年7月 ビジネス・コンシェルジュ(株) 代表取締役社長 就任 (現任) 平成28年4月 当社監査役 就任 (現任)	※3	—
計						335,000

- (注) 1. 監査役 鶴田二郎及び監査役 松田英典は、平成28年4月28日開催の当社定時株主総会より社外監査役であります。なお、監査役 鶴田二郎は平成25年4月より当社監査役に就任しておりますが、平成28年4月に辞任し、改めて社外監査役として就任しております。
2. 取締役の任期は、平成28年12月15日開催の臨時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、平成28年12月15日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役大嶺議正は、平成29年4月28日開催予定の当社定時株主総会の終結の時をもって、当社監査役を辞任する予定であります。

また、各監査役は、監査役会で策定された監査役会規程、監査役監査規程及び監査計画に基づき、取締役会及び経営会議などの重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役及び各部門にヒアリングを行い、経営に対して適正な監視を行うこととしております。さらに、内部監査人及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

e 経営会議

経営会議は、代表取締役社長、取締役副社長及び執行役員で構成されており、常勤監査役もオブザーバーとして参加しております。経営会議は、原則として毎週1回定期的に開催しているほか、必要に応じて、臨時に開催いたします。経営会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、経営状況を把握するとともに、取締役会への起案、報告事項を決定し、必要に応じて各部門の責任者も交え、情報共有と意見交換の場として、活発な議論を交換しております。また、業務遂行上の営業会議・管理本部関連の会議等を通じ、職務権限・業務分掌規程等に基づく牽制が有効に機能しているかどうかについて、関係者間の意見調整、問題点の把握に努めております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役及び使用人は行動規範に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務執行にあたり、法令・定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

コンプライアンス体制の維持・構築については、代表取締役を責任者とする「内部監査委員会」を設置し、内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役に報告するものとします。

ロ 取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に基づいて、取締役及び使用人がコンプライアンスの意識を高めるための社内教育、研修を定期的に行うものとします。また、内部監査担当者は、コンプライアンス委員会の活動状況を定期的に監査するものとします。

ハ 法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報規程に基づき内部通報制度を構築するものとします。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 取締役は、その職務の執行に係る情報を、文書保存管理規程等に基づき、担当職務に従い適切に保存・管理します。

ロ 必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、閲覧可能な状態を維持します。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 危機管理体制については、リスク管理を統括する組織として取締役を責任者とするリスク管理委員会を設置します。また、リスク管理委員会は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとします。さらにリスク管理委員会は定期的に取り締り会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとします。

ロ 内部監査委員会はリスク管理委員会の活動状況を定期的に監査するものとします。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役等の職務分掌に基づき、代表取締役及び業務担当取締役に業務の執行を行わせませす。代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項について、職務権限規程等に定める手続により必要な決定を行います。これらの規程は、法令の改廃に伴う変更や職務執行の効率化を図る必要がある場合は、随時見直します。

e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置します。

ロ 監査役がその職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、補助すべき使用人が兼任で監査役補助業務を担う場合には、監査役の指揮命令に関し、取締役以下補助すべき使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととします。

ハ 補助すべき使用人の人事に関しては、事前に監査役と協議し、同意を得ます。

f 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 取締役は、取締役会等を通じて、監査役に対して重要な報告及び情報提供を行う体制を整備します。

ロ 取締役は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

g その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会及びその他重要な経営会議に出席し、意見を表明します。監査役は、代表取締役と定期的に会合を行い、経営上の課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要な課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ります。

また、監査役は、内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人、顧問弁護士と意見交換等を実施できるものとしします。

h 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力との関係を一切持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役及び使用人に周知徹底します。また、顧問弁護士、警察等の外部の専門家とも連携し、体制を整備し、組織全体で毅然とした対応をします。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社では、被監査部門から独立した内部監査委員会が内部監査規程に基づき、業務監査を実施しております。内部監査委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役副社長、管理本部長の3名で構成されております。内部監査担当者は、当社の業務部門の監査を、内部監査規程及び年度計画に基づいて行い、会社の業務運営が法令、社内規程、経営方針等に従って、適切かつ有効に執行されているかを監査しております。

また、監査の結果報告を代表取締役・監査役等に行い、各部門へ業務改善案等の助言も行っております。

監査役については、3名（うち常勤監査役1名）を選任しております。監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに、重要な決裁書類を閲覧し、取締役の職務執行及び意思決定についての適法性・適正性を監査しております。

なお、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、三様監査連絡会を定期的に開催するほか、適時に協議、意見交換を行い、連携を行う体制になっております。

⑤ 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

当事業年度において会計監査を受けた公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。なお、継続監査年数については、7年以下であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 奥見 正浩

公認会計士 松尾 信吉

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 4名

⑥ 社外取締役及び社外監査役について

当社は本書提出日現在において社外取締役を選任していません。当社の社外監査役である鶴田二郎氏は、当社新株予約権を50個保有しておりますが、当社と人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。当社と社外監査役である松田英典氏の間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

鶴田二郎氏は、IT業界での勤務経験が長い監査役として、業界全体に対する広い見識と経験を有しており、取締役の職務の執行全般にわたり適正性・適法性を確保するために社外監査役として選任しております。松田英典氏は、他の会社での取締役として豊富な経営経験を持つ監査役として、経営の監視や適切な助言を期待できることから社外監査役として選任しております。

当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針について特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外監査役を選任しており、経営の独立性を担保していると認識しております。

当社は現在、社外取締役を選任していませんが、効率的な経営システムと社外監査役2名による経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものと判断し、上記の体制を選択しております。

なお、今後においては、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化のため、平成29年4月開催予定の定時株主総会において経営に知見を持たれている社外取締役を選任する予定であります。

⑦ リスク管理体制の整備状況及びコンプライアンス体制の整備状況

a リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。取締役副社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として四半期に1回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

また、当社の内部監査部署である内部監査委員会が、リスク管理体制全般の適切性、有効性を検証しております。

b コンプライアンス体制の整備状況

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。取締役副社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、研修等必要な諸活動を推進、管理しております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、「内部通報規程」に基づく、内部通報制度を整備しております。

c 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

当社は、業務上取り扱う顧客等の情報及び当社の企業情報を各種漏洩リスクから守るため、代表取締役社長が「情報セキュリティポリシー」を宣言しております。具体的には、「情報セキュリティ規程」を定め、情報システム統括責任者及び情報システム責任者を中心に情報のセキュリティレベルを設け、それぞれのレベルに応じてアクセス権限を設けて管理しております。また、個人情報保護法に対応するため、当社で保存する個人情報について「個人情報保護規程」を定めております。

さらに、当社では、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）に準拠して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備し運用するために、JAPHICマークを取得し、当社の情報資産の保護に万全を尽くすとともに、情報システムの有効性、効率性、機密性等の確保を図っております。

⑧ 役員報酬の内容

- a 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
第8期事業年度における役員報酬の内容は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	退職慰労金	ストック・オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	39,870	34,896	4,973	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	1,200	1,200	—	—	—	1
社外取締役	—	—	—	—	—	—
社外監査役	5,970	5,970	—	—	—	1

- b 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

- c 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨定款に定めています。

⑩ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額

としております。なお、当社定款において監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。

⑪ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑬ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年7月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑭ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
5,040	—	4,845	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等により提示される監査計画の内容を基に、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得た上で決定することとしています。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成26年2月1日から平成27年1月31日まで）及び当事業年度（平成27年2月1日から平成28年1月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成28年8月1日から平成28年10月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年2月1日から平成28年10月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計情報誌の購読等を行っています。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年1月31日)	当事業年度 (平成28年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ 155,102	397,118
売掛金	510,559	253,124
商品	138,852	26,607
仕掛品	11,001	7,278
前渡金	10,231	22,547
前払費用	6,401	9,451
繰延税金資産	4,017	—
未収還付法人税等	—	3,861
その他	5,669	17,426
貸倒引当金	△4,441	—
流動資産合計	837,393	737,416
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,029	4,029
減価償却累計額	△1,334	△1,873
建物（純額）	2,694	2,155
工具、器具及び備品	36,508	42,607
減価償却累計額	△20,647	△28,100
工具、器具及び備品（純額）	15,860	14,506
有形固定資産合計	18,555	16,662
無形固定資産		
のれん	10,923	8,663
ソフトウェア	4,146	2,490
無形固定資産合計	15,070	11,154
投資その他の資産		
投資有価証券	2,500	1,000
長期前払費用	98	959
保険積立金	27,530	44,036
その他	3,554	3,554
投資その他の資産合計	33,683	49,551
固定資産合計	67,308	77,367
資産合計	904,702	814,784

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年1月31日)	当事業年度 (平成28年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	170,305	128,175
短期借入金	70,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※ 39,960	6,860
未払金	16,676	21,846
未払費用	281	113
未払法人税等	10,222	—
繰延税金負債	—	1,660
前受金	29,618	68,198
預り金	1,172	1,198
前受収益	231	474
その他	1,137	19,134
流動負債合計	339,605	247,661
固定負債		
長期借入金	※ 6,860	—
繰延税金負債	4,860	4,581
役員退職慰労引当金	25,781	—
資産除去債務	4,086	4,118
その他	—	30,755
固定負債合計	41,588	39,455
負債合計	381,193	287,117
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金	52,000	52,000
その他資本剰余金	40,000	40,000
資本剰余金合計	92,000	92,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	4,081	4,506
繰越利益剰余金	361,560	359,006
利益剰余金合計	365,641	363,513
株主資本合計	522,641	520,513
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	—	6,285
評価・換算差額等合計	—	6,285
新株予約権	867	867
純資産合計	523,509	527,666
負債純資産合計	904,702	814,784

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成28年10月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	445,568
売掛金	590,896
商品	106,014
仕掛品	2,150
その他	65,643
流動資産合計	1,210,274
固定資産	
有形固定資産	27,818
無形固定資産	8,785
投資その他の資産	41,559
固定資産合計	78,163
資産合計	1,288,437
負債の部	
流動負債	
買掛金	355,576
未払法人税等	82,409
その他	160,359
流動負債合計	598,345
固定負債	
資産除去債務	4,143
その他	36,610
固定負債合計	40,753
負債合計	639,099
純資産の部	
株主資本	
資本金	71,205
資本剰余金	98,205
利益剰余金	491,149
株主資本合計	660,561
評価・換算差額等	
繰延ヘッジ損益	△11,439
評価・換算差額等合計	△11,439
新株予約権	215
純資産合計	649,338
負債純資産合計	1,288,437

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)	当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
売上高		
商品売上高	2,320,096	1,871,249
サービス売上高	283,618	309,478
売上高合計	2,603,714	2,180,727
売上原価		
商品売上原価	1,963,393	1,601,186
サービス売上原価	237,857	233,256
売上原価合計	2,201,250	1,834,443
売上総利益	402,463	346,284
販売費及び一般管理費	※1 363,365	※1,※2 351,823
営業利益又は営業損失(△)	39,098	△5,538
営業外収益		
受取利息	78	59
有価証券利息	28	49
為替差益	11,221	2,657
助成金収入	—	5,000
その他	1,635	146
営業外収益合計	12,963	7,914
営業外費用		
支払利息	1,372	650
その他	0	12
営業外費用合計	1,372	663
経常利益	50,689	1,712
特別損失		
投資有価証券売却損	—	1,050
特別損失合計	—	1,050
税引前当期純利益	50,689	662
法人税、住民税及び事業税	10,222	829
法人税等調整額	11,257	1,960
法人税等合計	21,480	2,790
当期純利益又は当期純損失(△)	29,208	△2,128

【商品売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)	当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 期首商品たな卸高		110,732	138,852
II 当期商品仕入高		1,992,341	1,490,389
III たな卸資産評価損		1,223	8,755
合計		2,104,296	1,637,996
IV 他勘定振替高	※	828	1,447
V 期末商品たな卸高		140,075	35,362
当期商品売上原価		1,963,393	1,601,186

(注) ※ 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)	当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
消耗品費	828	1,447
合計	828	1,447

【サービス売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)		当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		141,417	48.7	136,627	53.5
II 外注費		109,267	37.6	85,979	33.6
III 経費	※1	39,827	13.7	32,861	12.9
当期総製造費用		290,513	100.0	255,468	100.0
期首仕掛品たな卸高		2,993		11,001	
他勘定振替高	※2	44,646		25,935	
期末仕掛品たな卸高		11,001		7,278	
当期サービス売上原価		237,857		233,256	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)	当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
地代家賃	11,096	11,573
旅費交通費	11,996	6,848
消耗品費	5,715	4,974
減価償却費	4,847	4,380

※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)	当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
営業活動費	41,307	24,906
システム整備費	3,339	1,028
合計	44,646	25,935

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日)
売上高	2,447,530
売上原価	1,946,990
売上総利益	500,539
販売費及び一般管理費	271,405
営業利益	229,134
営業外収益	
受取利息	77
助成金収入	2,500
保険解約返戻金	6,808
その他	137
営業外収益合計	9,523
営業外費用	
支払利息	14
為替差損	41,348
その他	90
営業外費用合計	41,452
経常利益	197,204
税引前四半期純利益	197,204
法人税、住民税及び事業税	82,409
法人税等調整額	△12,841
法人税等合計	69,568
四半期純利益	127,636

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	65,000	52,000	40,000	92,000	1,579	334,853	336,432	493,432
当期変動額								
当期純利益						29,208	29,208	29,208
特別償却準備金の積立					2,817	△2,817	—	—
特別償却準備金の取崩					△315	315	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	2,501	26,707	29,208	29,208
当期末残高	65,000	52,000	40,000	92,000	4,081	361,560	365,641	522,641

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	867	494,300
当期変動額		
当期純利益		29,208
特別償却準備金の積立		—
特別償却準備金の取崩		—
当期変動額合計	—	29,208
当期末残高	867	523,509

当事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	65,000	52,000	40,000	92,000	4,081	361,560	365,641	522,641
当期変動額								
当期純損失（△）						△2,128	△2,128	△2,128
特別償却準備金の積立					1,305	△1,305	－	－
特別償却準備金の取崩					△879	879	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	425	△2,554	△2,128	△2,128
当期末残高	65,000	52,000	40,000	92,000	4,506	359,006	363,513	520,513

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	－	－	867	523,509
当期変動額				
当期純損失（△）				△2,128
特別償却準備金の積立				－
特別償却準備金の取崩				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,285	6,285	－	6,285
当期変動額合計	6,285	6,285	－	4,157
当期末残高	6,285	6,285	867	527,666

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)	当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	50,689	662
減価償却費	9,856	9,648
のれん償却額	376	2,259
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△7,822	△4,441
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	4,974	4,973
受取利息及び受取配当金	△106	△109
支払利息	1,372	650
為替差損益 (△は益)	△326	△236
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	1,050
売上債権の増減額 (△は増加)	△107,963	257,435
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△36,127	115,967
前渡金の増減額 (△は増加)	△2,564	△12,315
未収入金の増減額 (△は増加)	△2,595	△3,579
仕入債務の増減額 (△は減少)	△179,282	△42,129
前受金の増減額 (△は減少)	6,578	38,579
未払消費税等の増減額 (△は減少)	13,377	17,997
その他	△4,541	2,906
小計	△254,106	389,318
利息及び配当金の受取額	106	109
利息の支払額	△1,385	△618
法人税等の支払額	△411	△14,913
法人税等の還付額	57,933	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△197,863	373,895
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	—	50,000
投資有価証券の取得による支出	△2,500	—
投資有価証券の売却による収入	—	450
有形固定資産の取得による支出	△11,511	△6,099
無形固定資産の取得による支出	△3,822	—
事業譲受による支出	△11,300	—
保険積立金の積立による支出	△8,482	△16,506
投資活動によるキャッシュ・フロー	△37,616	27,844
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	70,000	△70,000
長期借入金の返済による支出	△67,758	△39,960
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,242	△109,960
現金及び現金同等物に係る換算差額	326	236
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△232,911	292,016
現金及び現金同等物の期首残高	338,014	105,102
現金及び現金同等物の期末残高	※ 105,102	※ 397,118

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)で評価しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの・・・移動平均法による原価法により評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
工具、器具及び備品	2～5年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)は、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

また、のれんについては、その効果の及ぶ期間(5年)に基づく定額法によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）で評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
工具、器具及び備品	2～5年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、のれんについては、その効果の及ぶ期間（5年）に基づく定額法によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（追加情報）

平成28年1月27日付の臨時株主総会で役員退職慰労金の制度廃止に伴う打ち切り支給が決議され、平成28年1月28日開催の取締役会において具体的な金額及び支給時期等を決議されました。これにより、役員退職慰労引当金は全額取崩し、決算期末時点の未払額30,755千円は固定負債の「その他」に含めて計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替予約は外貨建営業債権債務に係る将来の為替レート変動リスクを回避する目的で個別的に為替予約取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

外貨建輸入取引（ヘッジ対象）とその外貨建輸入取引の為替リスクをヘッジする為替予約（ヘッジ手段）とは重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため有効性の判断を省略しております。

（追加情報）

当社は、リスク管理方針を見直したことに伴い、当事業年度より外貨建予定取引の一部に対してヘッジ会計を適用しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年1月31日)	当事業年度 (平成28年1月31日)
現金及び預金	50,000千円	－千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年1月31日)	当事業年度 (平成28年1月31日)
1年内返済予定の長期借入金	39,960千円	－千円
長期借入金	6,860千円	－千円
計	46,820千円	－千円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度62.4%、当事業年度65.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度37.6%、当事業年度34.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)	当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
役員報酬	41,856千円	42,066千円
給料及び手当	134,645千円	156,060千円
減価償却費	5,008千円	5,267千円
退職給付費用	－千円	2,755千円
役員退職慰労引当金繰入額	4,974千円	4,973千円

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)	当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
	－千円	12,116千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	867
合計			—	—	—	—	867

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	867
合計			—	—	—	—	867

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)	当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
現金及び預金勘定	155,102千円	397,118千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△50,000	—
現金及び現金同等物	105,102	397,118

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に関わる資金調達を目的としたものであります。

このうちの一部は、金利の変動リスクに晒されております。

満期保有目的の債券は、取引先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	155,102	155,102	—
(2) 売掛金	510,559		
貸倒引当金 (*1)	△4,441		
売掛金 (純額)	506,117	506,117	—
資産計	661,220	661,220	—
(1) 買掛金	170,305	170,305	—
(2) 短期借入金	70,000	70,000	—
(3) 未払金	16,676	16,676	—
(4) 未払法人税等	10,222	10,222	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	46,820	46,977	157
負債計	314,023	314,181	157

(*1) 売掛金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成27年1月31日)
非上場株式	1,500
非上場社債	1,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には、含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	155,102	—	—	—
売掛金	510,559	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	1,000	—	—
合計	665,662	1,000	—	—

4. 長期借入金、その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	70,000	—	—	—	—	—
長期借入金	39,960	6,860	—	—	—	—
合計	109,960	6,860	—	—	—	—

当事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に関わる資金調達を目的としたものであります。

このうちの一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	397,118	397,118	—
(2) 売掛金	253,124	253,124	—
(3) 未収還付法人税等	3,861	3,861	—
資産計	654,105	654,105	—
(1) 買掛金	128,175	128,175	—
(2) 未払金	21,846	21,846	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	6,860	6,860	—
負債計	156,882	156,882	—
(1) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△367	△367	—
ヘッジ会計が適用されているもの	9,724	9,724	—
デリバティブ取引 計 (*1)	9,356	9,356	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から揭示された価格等によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成28年1月31日)
非上場社債	1,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には、含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	397,118	—	—	—
売掛金	253,124	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	1,000	—	—
合計	650,243	1,000	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	6,860	—	—	—	—	—
合計	6,860	—	—	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成27年1月31日）

1. 満期保有目的の債券

非上場社債（貸借対照表計上額1,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

非上場株式（貸借対照表計上額1,500千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成28年1月31日）

1. 満期保有目的の債券

非上場社債（貸借対照表計上額1,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

該当事項はありません。

3. 売却したその他有価証券

当事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	450	—	1,050
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	450	—	1,050

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (平成27年1月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度 (平成28年1月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	300,787	—	△2,371	△2,371
	売建 米ドル	301,656	—	2,004	2,004
合計		602,443	—	△367	△367

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
繰延ヘッジ	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	437,357	—	9,724
合計			437,357	—	9,724

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため確定拠出年金制度及び前払退職金制度を選択制にて導入しております。

2. 確定拠出制度及び前払退職金制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は1,315千円、前払退職金制度の支給額は3,550千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 36名 社外協力者 1名	当社取締役 1名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 59,000株	普通株式 8,500株
付与日	平成23年8月31日	平成23年8月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年9月1日 至 平成30年8月31日	自 平成25年9月1日 至 平成30年8月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社監査役 1名	当社取締役 2名 当社従業員 15名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 49,000株	普通株式 62,500株
付与日	平成24年7月31日	平成24年7月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年2月1日 至 平成29年1月31日	自 平成26年8月1日 至 平成31年7月31日

	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 11,750株
付与日	平成26年12月16日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年8月1日 至 平成32年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成28年12月7日付の株式分割(普通株式1株を50株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	55,500	8,500	49,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	1,000	—	—
未行使残	54,500	8,500	49,000

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	11,750
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	11,750
権利確定後 (株)		
前事業年度末	60,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	1,000	—
未行使残	59,000	—

(注) 平成28年12月7日付の株式分割（普通株式1株を50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

(単位：円)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格	141	141	240
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格	240	560
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—

(注) 平成28年12月7日付の株式分割(普通株式1株を50株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産額法、取引事例法、DCF法、類似会社比準法の併用方式によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 ー円
- ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ー円

当事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	当事業年度 （自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 36名 社外協力者 1名	当社取締役 1名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 59,000株	普通株式 8,500株
付与日	平成23年8月31日	平成23年8月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年9月1日 至 平成30年8月31日	自 平成25年9月1日 至 平成30年8月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社監査役 1名	当社取締役 2名 当社従業員 15名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 49,000株	普通株式 62,500株
付与日	平成24年7月31日	平成24年7月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年2月1日 至 平成29年1月31日	自 平成26年8月1日 至 平成31年7月31日

	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 11,750株
付与日	平成26年12月16日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年8月1日 至 平成32年7月31日

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、平成28年12月7日付の株式分割（普通株式1株を50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	54,500	8,500	49,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	54,500	8,500	49,000

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	11,750
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	11,750
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	59,000	—
権利確定	—	11,750
権利行使	—	—
失効	500	2,000
未行使残	58,500	9,750

(注) 平成28年12月7日付の株式分割（普通株式1株を50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

(単位：円)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格	141	141	240
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格	240	560
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—

(注) 平成28年12月7日付の株式分割(普通株式1株を50株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産額法、取引事例法、DCF法、類似会社比準法の併用方式によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 ー円
- ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ー円

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成27年 1月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年 1月31日)
(流動の部)	
繰延税金資産	
未払事業税	827千円
減価償却費	91
棚卸資産	854
貸倒引当金	1,648
その他	595
繰延税金資産合計	4,017
(固定の部)	
繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	9,567
資産除去債務	1,516
繰延税金資産小計	11,084
評価性引当額	△9,567
繰延税金資産合計	1,516
繰延税金負債	
倒産防止共済	△2,968
特別償却準備金	△2,408
資産除去債務に対応する除去費用	△999
繰延税金負債合計	△6,376
繰延税金負債の純額	△4,860

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

法定実効税率	39.43%
(調整)	
住民税均等割等	1.78%
評価性引当額	3.87%
税率変更による差異	0.25%
軽減税率による差異	△3.12%
その他	0.16%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.38%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の39.43%から37.11%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成28年1月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年1月31日)
(流動の部)	
繰延税金資産	
減価償却費	153千円
棚卸資産	1,205
繰越欠損金	308
その他	505
繰延税金資産合計	2,172
繰延税金負債	
未払事業税	△394
繰延ヘッジ損益	△3,438
繰延税金負債合計	△3,832
繰延税金負債の純額	△1,660
(固定の部)	
繰延税金資産	
役員退職慰労金	10,875
資産除去債務	1,456
繰延税金資産小計	12,331
評価性引当額	△10,875
繰延税金資産合計	1,456
繰延税金負債	
倒産防止共済	△2,828
特別償却準備金	△2,447
資産除去債務に対応する除去費用	△762
繰延税金負債合計	△6,038
繰延税金負債の純額	△4,581

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	37.11%
(調整)	
住民税均等割等	125.31%
評価性引当額	278.72%
税率変更による差異	△20.95%
その他	1.17%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	421.36%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.11%から平成28年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については35.36%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

取得による企業結合

当社は、平成26年11月21日付にて締結した事業譲渡契約書に基づき、株式会社東京エヌイーの事業の一部について譲受けました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社東京エヌイー

事業の内容 ソフトウェア開発・アプリケーションサービス事業

② 企業結合を行った主な理由

当社のITインフラ事業における自社ブランド製品であるResalioLynxのソフトウェア開発の内製化や規模の拡大と間接業務の一体的運用による効率化を図り、ITインフラ事業の競争力を高めるため。

③ 企業結合日

平成26年12月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤ 結合後企業の名称

アセンテック株式会社

⑥ 取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として事業を譲受けたこと。

(2) 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成26年12月1日から平成27年1月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 11,000千円

取得に直接要した費用 300千円

取得原価 11,300千円

(4) 発生したのれんの金額及び発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん 11,300千円

② 発生原因

事業譲受によって、将来の事業展開によって期待される超過収益力として認識しております。

③ 償却方法及び償却期間

5年間の均等償却によっております。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

受け入れた資産及び引き受けた負債はありません。ただし、当該事業を行うためのノウハウ等を受け入れる結果、11,300千円のものれんが計上されております。

(6) 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度に係る損益計算書に及ぼす影響の概算額

当該企業結合が被取得企業の顧客との契約や雇用の引き継ぎなどの一部の事業譲受であり、雇用を引き継いだシステムエンジニアが貢献する収益は、一部は特定できるものの、一部はResalioLynxの開発など、収益を特定はできないものに従事しており、概算額の算出はできないと判断したため、記載しておりません。

当事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年以内と見積り、0.783%の割引率を使用のうえ、資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
期首残高	4,055千円
時の経過による調整額	31
期末残高	4,086

当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年以内と見積り、0.783%の割引率を使用のうえ、資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
期首残高	4,086千円
時の経過による調整額	31
期末残高	4,118

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度 (自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)

当社は、ITインフラ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)

当社は、ITインフラ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度 (自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	商品売上高	サービス売上高	合計
外部顧客への売上高	2,320,096	283,618	2,603,714

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
日本ビジネスシステムズ(株)	698,787	ITインフラ事業
日本アイ・ビー・エム(株)	453,731	ITインフラ事業
ダイワボウ情報システム(株)	290,485	ITインフラ事業

当事業年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	商品売上高	サービス売上高	合計
外部顧客への売上高	1,871,249	309,478	2,180,727

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
日本ビジネスシステムズ(株)	281,279	ITインフラ事業
(株)アイ・ユー・ケイ	236,610	ITインフラ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日）

当社は、ITインフラ事業の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

当事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

当社は、ITインフラ事業の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日）

関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐藤直浩	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 14.4	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注) 2、(1)	46,820	—	—
主要株主 (個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	栄進商事株式会社	東京都豊島区	10,000	不動産	—	不動産賃貸借契約	敷金の差入	—	敷金	3,554
							賃貸借契約に伴う家賃(注) 2、(2)	18,571	前払費用	1,671

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社銀行借入に対する被債務保証の取引金額につきましては、期末被保証残高を記載しております。なお、保証料等の支払は行っておりません。
- (2) 不動産賃貸借契約に伴う家賃の取引金額については、近隣の相場を勘案して決定した年間の賃借料及び敷金を記載しております。

当事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐藤直浩	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 14.4	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注) 2、(1)	6,860	—	—
主要株主 (個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	栄進商事株式会社	東京都豊島区	10,000	不動産	—	不動産賃貸借契約	敷金の差入	—	敷金	3,554
							賃貸借契約に伴う家賃(注) 2、(2)	18,571	前払費用	1,671
							更新料の支払(注) 2、(2)	1,184	地代家賃	—

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社銀行借入に対する被債務保証の取引金額につきましては、期末被保証残高を記載しております。なお、保証料等の支払は行っておりません。
- (2) 不動産賃貸借契約に伴う家賃の取引金額については、近隣の相場を勘案して決定した年間の賃借料及び敷金を記載しております。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

	当事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
1株当たり純資産額	387.14円
1株当たり当期純利益金額	21.63円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成28年12月7日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
当期純利益金額(千円)	29,208
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	29,208
期中平均株式数(株)	1,350,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権の5種類(新株予約権の数3,655個)。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

	当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
1株当たり純資産額	390.22円
1株当たり当期純損失金額(△)	△1.57円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
2. 当社は、平成28年12月7日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
当期純損失金額(△) (千円)	△2,128
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純損失金額(△) (千円)	△2,128
期中平均株式数 (株)	1,350,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権の5種類(新株予約権の数3,605個)。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. ストック・オプションとしての新株予約権の発行

当社は、平成28年4月13日開催の当社取締役会及び平成28年4月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき当社の従業員に対し下記のとおりストック・オプションとしての新株予約権の発行を決議し、平成28年5月2日に割り当てました。

決議年月日	平成28年4月13日	
新株予約権の数(個)	70(注) 1	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,500(注) 1、6	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	580(注) 2、6	
新株予約権の行使期間	自 平成29年2月1日 至 平成34年1月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	580
	資本組入額	290(注) 6
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額及び資本組入額の総額(円)	発行価格の総額	2,030,000
	資本組入額の総額	1,015,000
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在(平成28年1月31日)は1株であり、提出日の前月末現在(平成29年2月28日)は50株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
 - ① 本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。
 - ② 本新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が、任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - ③ 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ② 本新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は当社取締役会別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
第7回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第7回新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行単価及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成28年11月21日開催の取締役会決議に基づき、平成28年12月7日をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成28年12月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単価）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

平成28年12月6日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき50株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

ア 株式分割前の発行済株式総数	27,980株
イ 今回の分割により増加する株式数	1,371,020株
ウ 株式分割後の発行済株式総数	1,399,000株
エ 株式分割後の発行可能株式総数	5,596,000株

③ 株式分割の効力発生日

平成28年12月7日

④ 新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、平成28年12月7日の効力発生と同時に新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	7,011円	141円
第2回新株予約権	7,011円	141円
第5回新株予約権	12,000円	240円
第6回新株予約権	28,000円	560円
第7回新株予約権	29,000円	580円

⑤ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、（1株当たり情報）に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日)
減価償却費	6,574千円
のれんの償却額	1,694

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ITインフラ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日)
1株当たり四半期純利益金額	91円89銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	127,636
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	127,636
普通株式の期中平均株式数(株)	1,388,898
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成28年12月7日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成28年11月21日開催の取締役会決議に基づき、平成28年12月7日をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成28年12月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単価）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

平成28年12月6日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき50株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

ア 株式分割前の発行済株式総数	27,980株
イ 今回の分割により増加する株式数	1,371,020株
ウ 株式分割後の発行済株式総数	1,399,000株
エ 株式分割後の発行可能株式総数	5,596,000株

③ 株式分割の効力発生日

平成28年12月7日

④ 新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、平成28年12月7日の効力発生日と同時に新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	7,011円	141円
第2回新株予約権	7,011円	141円
第5回新株予約権	12,000円	240円
第6回新株予約権	28,000円	560円
第7回新株予約権	29,000円	580円

⑤ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、（1株当たり情報）に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が、資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,029	—	—	4,029	1,873	538	2,155
工具、器具及び備品	36,508	6,099	—	42,607	28,100	7,453	14,506
有形固定資産計	40,537	6,099	—	46,636	29,974	7,992	16,662
無形固定資産							
のれん	11,300	—	—	11,300	2,636	2,259	8,663
ソフトウェア	8,279	—	—	8,279	5,789	1,655	2,490
無形固定資産計	19,579	—	—	19,579	8,425	3,915	11,154
長期前払費用	98	1,046	185	959	—	—	959

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。
 工具、器具及び備品 サーバ等の取得 6,099千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	70,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	39,960	6,860	1.605	—
長期借入金	6,860	—	—	—
合計	116,820	6,860	—	—

(注) 平均利率につきましては、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,441	—	—	4,441	—
役員退職慰労引当金	25,781	4,973	—	30,755	—
合計	30,222	4,973	—	35,196	—

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
 2. 役員退職慰労引当金の「当期減少額(その他)」の金額は、平成28年1月27日付の臨時株主総会で役員退職慰労金の制度廃止に伴う打ち切り支給が決議されたことによる減少であります。また、役員退職慰労引当金は全額取崩し、決算期末時点の未払額30,755千円は固定負債の「その他」に含めて計上しております。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

a 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	—
預金	
普通預金	397,118
小計	397,118
合計	397,118

b 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社アクシオ	42,643
菱洋エレクトロ株式会社	24,105
日本ビジネスシステムズ株式会社	20,239
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	18,956
セコムトラストシステムズ株式会社	15,072
その他	132,107
合計	253,124

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$
510,559	2,418,373	2,675,808	253,124	91.358	365
					57.63

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

c 商品

品目	金額 (千円)
仮想デスクトップ専用シンクライアント端末	22,834
自社開発製品 ResalioLynx	3,056
その他	715
合計	26,607

d 仕掛品

品目	金額 (千円)
システム構築作業	7,278
合計	7,278

② 固定資産

a 保険積立金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
プルデンシャル生命保険株式会社	4,836
明治安田生命保険相互会社	6,612
独立行政法人中小企業基盤整備機構	8,000
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	8,011
日本生命保険相互会社	16,577
合計	44,036

③ 流動負債

a 買掛金

相手先	金額 (千円)
デル株式会社	63,237
シトリックス・システムズ・ジャパン株式会社	18,340
Wyse Technology LLC	16,560
Atrust Computer Corporation	7,675
エヌアイシー・パートナーズ株式会社	3,551
その他	18,811
合計	128,175

b 前受金

相手先	金額 (千円)
株式会社ネットワーク	30,391
株式会社アイ・ユー・ケイ	7,132
セコムトラストシステムズ株式会社	4,811
日本電気株式会社	4,735
太陽生命保険株式会社	3,440
その他	17,686
合計	68,198

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成29年3月21日開催の取締役会において承認された第9期事業年度（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領していません。

① 財務諸表

イ 貸借対照表

(単位：千円)

	当事業年度 (平成29年1月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	602,634
売掛金	355,836
商品	146,677
仕掛品	8,624
前渡金	45,070
前払費用	11,112
繰延税金資産	14,416
その他	12,171
流動資産合計	1,196,544
固定資産	
有形固定資産	
建物	4,029
減価償却累計額	△2,304
建物（純額）	1,724
工具、器具及び備品	64,816
減価償却累計額	△38,788
工具、器具及び備品（純額）	26,027
有形固定資産合計	27,752
無形固定資産	
のれん	6,403
ソフトウェア	1,592
無形固定資産合計	7,996
投資その他の資産	
投資有価証券	1,000
長期前払費用	831
保険積立金	36,439
その他	3,554
投資その他の資産合計	41,825
固定資産合計	77,574
資産合計	1,274,118

(単位：千円)

当事業年度
(平成29年1月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	314,682
未払金	36,788
未払費用	3,747
未払法人税等	89,010
未払消費税等	30,476
前受金	82,093
預り金	1,216
前受収益	356
その他	3,945
流動負債合計	562,317
固定負債	
繰延税金負債	5,160
資産除去債務	4,151
その他	30,755
固定負債合計	40,067
負債合計	602,384
純資産の部	
株主資本	
資本金	71,205
資本剰余金	
資本準備金	58,205
その他資本剰余金	40,000
資本剰余金合計	98,205
利益剰余金	
その他利益剰余金	
特別償却準備金	8,200
繰越利益剰余金	495,424
利益剰余金合計	503,624
株主資本合計	673,036
評価・換算差額等	
繰延ヘッジ損益	△1,517
評価・換算差額等合計	△1,517
新株予約権	215
純資産合計	671,734
負債純資産合計	1,274,118

ロ 損益計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
売上高	
商品売上高	2,885,443
サービス売上高	390,165
売上高合計	<u>3,275,608</u>
売上原価	
商品売上原価	2,313,949
サービス売上原価	324,936
売上原価合計	<u>2,638,885</u>
売上総利益	<u>636,723</u>
販売費及び一般管理費	※1※2 388,229
営業利益	<u>248,494</u>
営業外収益	
受取利息	55
有価証券利息	50
助成金収入	3,000
保険解約返戻金	6,808
その他	422
営業外収益合計	<u>10,337</u>
営業外費用	
支払利息	14
為替差損	40,986
その他	90
営業外費用合計	<u>41,090</u>
経常利益	<u>217,740</u>
税引前当期純利益	<u>217,740</u>
法人税、住民税及び事業税	89,010
法人税等調整額	△11,381
法人税等合計	<u>77,629</u>
当期純利益	<u>140,110</u>

商品売上原価明細書

		当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
I 期首商品たな卸高		26,607
II 当期商品仕入高		2,434,576
III たな卸資産評価損		8,724
合計		2,469,908
IV 他勘定振替高	※	556
V 期末商品たな卸高		155,402
当期商品売上原価		2,313,949

(注) ※ 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
消耗品費	556
合計	556

サービス売上原価明細書

		当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		156,383	43.4
II 外注費		168,206	46.6
III 経費	※1	36,146	10.0
当期総製造費用		360,736	100.0
期首仕掛品たな卸高		7,278	
他勘定振替高	※2	34,454	
期末仕掛品たな卸高		8,624	
当期サービス売上原価		324,936	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
地代家賃	11,122
旅費交通費	7,907
消耗品費	8,495
減価償却費	3,328

※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
営業活動費	22,762
システム整備費	1,577
研究開発費	10,114
合計	34,454

ハ 株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	65,000	52,000	40,000	92,000	4,506	359,006	363,513	520,513
当期変動額								
当期純利益						140,110	140,110	140,110
特別償却準備金の積立					4,622	△4,622	—	—
特別償却準備金の取崩					△929	929	—	—
新株の発行	6,205	6,205		6,205				12,411
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	6,205	6,205	—	6,205	3,693	136,417	140,110	152,522
当期末残高	71,205	58,205	40,000	98,205	8,200	495,424	503,624	673,036

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,285	6,285	867	527,666
当期変動額				
当期純利益				140,110
特別償却準備金の積立				—
特別償却準備金の取崩				—
新株の発行				12,411
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7,803	△7,803	△651	△8,455
当期変動額合計	△7,803	△7,803	△651	144,067
当期末残高	△1,517	△1,517	215	671,734

ニ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	217,740
減価償却費	12,016
のれん償却額	2,259
保険解約返戻金	△6,808
受取利息及び受取配当金 (△は益)	△105
支払利息	14
為替差損益 (△は益)	7,248
売上債権の増減額 (△は増加)	△102,711
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△121,416
前渡金の増減額 (△は増加)	△22,523
未収入金の増減額 (△は増加)	229
仕入債務の増減額 (△は減少)	186,507
前受金の増減額	13,895
未払消費税等の増減額	11,341
その他	12,644
小計	210,330
利息及び配当金の受取額	105
利息の支払額	△14
法人税等の還付額	3,861
営業活動によるキャッシュ・フロー	214,284
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△22,208
保険積立金の積立による支出	△3,851
保険積立金の解約による収入	18,257
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,802
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△6,860
株式の発行による収入	11,760
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,900
現金及び現金同等物に係る換算差額	△5,865
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	205,515
現金及び現金同等物の期首残高	397,118
現金及び現金同等物の期末残高	※602,634

注記事項

(重要な会計方針)

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)で評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。但し、建物(付属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
工具、器具及び備品	2～5年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)は、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

また、のれんについては、その効果の及ぶ期間(5年)に基づく定額法によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替予約は外貨建営業債権債務に係る将来の為替レート変動リスクを回避する目的で個別的に為替予約取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

外貨建輸入取引(ヘッジ対象)とその外貨建輸入取引の為替リスクをヘッジする為替予約(ヘッジ手段)とは重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため有効性の判断を省略しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

10. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成27年12月28日)

1 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ① (分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ② (分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件
- ③ (分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④ (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤ (分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

2 適用予定日

平成30年1月期の期首より適用予定です。

3 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当事業年度の作成時において評価中です。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は、当事業年度67.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、当事業年度32.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
役員報酬	42,811千円
給料及び手当	161,475千円
減価償却費	8,687千円
退職給付費用	6,946千円

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
	11,604千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	27,000	1,372,000	—	1,399,000
合計	27,000	1,372,000	—	1,399,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(変動事由の概要)

1. 普通株式の発行済株式総数の増加980株は新株予約権の行使による新株発行によるものであります。
2. 当社は平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。
3. 普通株式の発行済株式総数の増加1,371,020株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	215	
	合計		—	—	—	215	

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
現金及び預金勘定	602,634千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	602,634千円

(リース取引関係)

当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に関わる資金調達を目的としたものであります。

このうちの一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	602,634	602,634	—
(2) 売掛金	355,836	355,836	—
資産計	958,471	958,471	—
(1) 買掛金	314,682	314,682	—
(2) 未払金	36,788	36,788	—
負債計	351,470	351,470	—
(1) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,750)	(1,750)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,195)	(2,195)	—
デリバティブ取引 計 (*1)	(3,945)	(3,945)	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から揭示された価格等によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成29年1月31日)
非上場社債	1,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には、含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度（平成29年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	602,634	—	—	—
売掛金	355,836	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	1,000	—	—
合計	958,471	1,000	—	—

(有価証券関係)

当事業年度（平成29年1月31日）

1. 満期保有目的の債券

非上場社債（貸借対照表計上額1,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当事業年度（平成29年1月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	101,635	—	△1,750	△1,750
	売建 米ドル	—	—	—	—
合計		101,635	—	△1,750	△1,750

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
繰延ヘッジ	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	97,070	—	△2,195
	合計				

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため確定拠出年金制度及び前払退職金制度を選択制にて導入しております。

2. 確定拠出制度及び前払退職金制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は3,125千円、前払退職金制度の支給額は9,470千円であります。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位: 千円)

	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 36名 社外協力者 1名	当社取締役 1名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 59,000株	普通株式 8,500株
付与日	平成23年8月31日	平成23年8月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年9月1日 至 平成30年8月31日	自 平成25年9月1日 至 平成30年8月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社監査役 1名	当社取締役 2名 当社従業員 15名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 49,000株	普通株式 62,500株
付与日	平成24年7月31日	平成24年7月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年2月1日 至 平成29年1月31日	自 平成26年8月1日 至 平成31年7月31日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 14名	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 11,750株	普通株式 3,500株
付与日	平成26年12月16日	平成28年5月2日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年8月1日 至 平成32年7月31日	自 平成29年2月1日 至 平成34年1月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成28年12月7日付の株式分割(普通株式1株を50株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	54,500	8,500	49,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	49,000
失効	—	—	—
未行使残	54,500	8,500	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	3,500
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	3,500
権利確定後 (株)			
前事業年度末	58,500	9,750	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	1,000	1,000	—
未行使残	57,500	8,750	—

(注) 平成28年12月7日付の株式分割（普通株式1株を50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

(単位：円)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格	141	141	240
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格	240	560	580
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

(注) 平成28年12月7日付の株式分割(普通株式1株を50株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産額法、取引事例法、DCF法、類似会社比準法の併用方式によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 ー円
- ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ー円

(税効果会計関係)

当事業年度（平成29年1月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年1月31日)
(流動の部)	
繰延税金資産	
減価償却費	1,306千円
未払事業税	7,057
棚卸資産	2,568
繰延ヘッジ損益	677
未払賞与	2,152
その他	654
繰延税金資産合計	14,416
(固定の部)	
繰延税金資産	
役員退職慰労金	9,417
資産除去債務	1,435
繰延税金資産小計	10,853
評価性引当額	△9,417
繰延税金資産合計	1,435
繰延税金負債	
倒産防止共済	△2,449
特別償却準備金	△3,618
資産除去債務に対応する除去費用	△528
繰延税金負債合計	△6,596
繰延税金負債の純額	△5,160

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税率等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなり、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.36%から、回収または支払いが見込まれる期間が平成29年2月1日から平成30年1月31日までのものは30.86%、平成30年2月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年以内と見積り、0.783%の割引率を使用のうえ、資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
期首残高	4,118千円
時の経過による調整額	32
期末残高	4,151

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

当社は、ITインフラ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	商品売上高	サービス売上高	合計
外部顧客への売上高	2,885,443	390,165	3,275,608

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当社は、ITインフラ事業の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	栄進商事株式会社 (注3)	東京都豊島区	10,000	不動産	-	不動産賃貸借契約	敷金の差入	-	敷金	3,554
							賃貸借契約に伴う家賃 (注)2	18,571	前払費用	1,671

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産賃貸借契約に伴う家賃の取引金額については、近隣の相場を勘案して決定した年間の賃借料及び敷金を記載しております。

3. 当社の主要株主永森信一が、35%を保有しております。

(1株当たり情報)

当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
1株当たり純資産額	479.99円
1株当たり当期純利益金額	100.69円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成28年12月7日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
当期純利益金額 (千円)	140,110
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	140,110
期中平均株式数 (株)	1,391,437
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権の5種類 (新株予約権の数2,655個)。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後から3ヶ月以内
基準日	1月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	7月31日 1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1 無料（注）3
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故やその他やむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： http://www.ascentech.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行年月日	平成26年12月16日	平成28年5月2日
種類	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 235株	普通株式 70株
発行価格	28,000円(注)3	29,000円(注)3
資本組入額	14,000円	14,500円
発行価額の総額	6,580,000円	2,030,000円
資本組入額の総額	3,290,000円	1,015,000円
発行方法	平成26年12月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年4月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成28年1月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格はDCF法、類似会社比準方法の併用方式により算出した価格を基礎として、決定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき28,000円	1株につき29,000円
行使期間	自 平成27年8月1日 至 平成32年7月31日	自 平成29年2月1日 至 平成34年1月31日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を要する。

5. 第6回新株予約権については、本書提出日現在、退職等により従業員4名60株分の権利が喪失しております。
6. 当社は平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月7日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っておりますが、上記新株予約権の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の内容を記載しております。

2【取得者の概況】

第6回新株予約権

平成26年12月15日開催の臨時株主総会に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
鶴田 二郎	神奈川県相模原市南区	会社役員	30	840,000 (28,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
濱岡 裕樹	東京都目黒区	会社員	30	840,000 (28,000)	当社従業員
小泉 勉	東京都豊島区	会社員	25	700,000 (28,000)	当社従業員
呉 佩珊	東京都武蔵野市	会社員	20	560,000 (28,000)	当社従業員
本田 朋望	千葉県市川市	会社員	10	280,000 (28,000)	当社従業員
森 修一	東京都江戸川区	会社員	10	280,000 (28,000)	当社従業員
武村 幸司	千葉県松戸市	会社員	10	280,000 (28,000)	当社従業員
菊地 剛	神奈川県海老名市	会社員	10	280,000 (28,000)	当社従業員
菊地 芳明	千葉県松戸市	会社員	10	280,000 (28,000)	当社従業員
倉沢 信雄	東京都武蔵野市	会社員	10	280,000 (28,000)	当社従業員
大輪 幸喜	東京都中央区	会社員	10	280,000 (28,000)	当社従業員

(注) 1. 退職により、権利を喪失したものにつきましては、記載していません。

2. 平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第7回新株予約権

平成28年4月28日開催の定時株主総会に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
有森 靖	東京都目黒区	会社員	50	1,450,000 (29,000)	当社従業員
水村 英彰	埼玉県川越市	会社員	10	290,000 (29,000)	当社従業員
山田 洋明	東京都豊島区	会社員	10	290,000 (29,000)	当社従業員

(注) 平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
永森 信一 ※1	東京都練馬区	766,500	50.04
安田企業投資4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 安田企業投資株式会社 ※1	東京都千代田区麴町三丁目3番地8	260,000	16.97
佐藤 直浩 ※1、2	埼玉県所沢市	245,000 (6,000)	15.99 (0.39)
松浦 崇 ※1、3	東京都世田谷区	125,000 (34,000)	8.16 (2.22)
株式会社ネットワールド ※1	東京都千代田区神田神保町二丁目11番15号 住友商事神保町ビル	37,500	2.45
大嶺 議正 ※1、4	埼玉県さいたま市桜区	5,000	0.33
萬歳 浩一郎 ※3	東京都練馬区	7,500 (7,500)	0.49 (0.49)
Célio Rossy ※5、6	東京都新宿区	5,000 (5,000)	0.33 (0.33)
佐藤 正信 ※5、6	神奈川県横浜市鶴見区	5,000 (5,000)	0.33 (0.33)
坂口 宣聡 ※6	千葉県船橋市	5,000 (5,000)	0.33 (0.33)
岩崎 朋之 ※6	東京都江戸川区	4,500 (4,500)	0.29 (0.29)
荒田 直敬 ※6	東京都中央区	4,500 (4,500)	0.29 (0.29)
北原 友樹 ※6	東京都板橋区	4,250 (4,250)	0.30 (0.30)
水戸 正子 ※6	東京都板橋区	3,500 (3,500)	0.28 (0.28)
鶴田 二郎 ※4	神奈川県相模原市南区	2,500 (2,500)	0.16 (0.16)
有森 靖 ※6	東京都目黒区	2,500 (2,500)	0.16 (0.16)
井本 憲幸 ※6	東京都豊島区	2,000 (2,000)	0.13 (0.13)
小島 英晃 ※6	東京都練馬区	2,000 (2,000)	0.13 (0.13)
植田 誠 ※6	千葉県野田市	2,000 (2,000)	0.13 (0.13)
多賀 英史 ※6	東京都小平市	1,750 (1,750)	0.11 (0.11)
吉田 孝一 ※6	東京都葛飾区	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
馬場 泰一 ※6	東京都江東区	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
吉村 恒平 ※6	千葉県千葉市美浜区	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
弓削多 義隆 ※6	埼玉県上尾市	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
菊池 卓三 ※6	埼玉県さいたま市西区	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
高橋 昭雄 ※6	東京都中央区	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
佐川 歩 ※6	東京都多摩市	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
小倉 健一 ※6	埼玉県加須市	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
潤田 雅也 ※6	東京都北区	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
保川 幸弘 ※6	千葉県習志野市	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
藤田 浩 ※6	東京都練馬区	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
岩崎 遼 ※6	東京都西東京市	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
長嶋 陽子 ※6	神奈川県川崎市中原区	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
村上 禎司 ※6	千葉県市川市	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
濱岡 裕樹 ※6	東京都目黒区	1,500 (1,500)	0.10 (0.10)
小泉 勉 ※6	東京都豊島区	1,250 (1,250)	0.08 (0.08)
小川 剛史 ※6	東京都杉並区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
阿部 徹 ※6	神奈川県相模原市南区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
馬籠 佐知子 ※6	東京都板橋区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
星原 孝洋 ※6	東京都文京区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
秋池 信也 ※6	東京都墨田区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
佐藤 優 ※6	東京都豊島区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
石田 真澄 ※6	東京都渋谷区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
野村 成希 ※6	神奈川県横浜市金沢区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
細貝 彰仁 ※6	埼玉県富士見市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
呉 佩珊 ※6	東京都武蔵野市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
宇賀神 正洋 ※6	東京都板橋区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
別所 美奈 ※6	神奈川県横浜市戸塚区	500 (500)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
陽野 多江子 ※6	東京都葛飾区	500 (500)	0.03 (0.03)
酒向 純平 ※6	千葉県船橋市	500 (500)	0.03 (0.03)
本田 朋望 ※6	千葉縣市川市	500 (500)	0.03 (0.03)
森 修一 ※6	東京都江戸川区	500 (500)	0.03 (0.03)
武村 幸司 ※6	千葉県松戸市	500 (500)	0.03 (0.03)
菊地 剛 ※6	神奈川県海老名市	500 (500)	0.03 (0.03)
菊地 芳明 ※6	千葉県松戸市	500 (500)	0.03 (0.03)
倉沢 信雄 ※6	東京都武蔵野市	500 (500)	0.03 (0.03)
大輪 幸喜 ※6	東京都中央区	500 (500)	0.03 (0.03)
山田 洋明 ※6	東京都豊島区	500 (500)	0.03 (0.03)
水村 英彰 ※6	埼玉県川越市	500 (500)	0.03 (0.03)
合計	—	1,531,750 (132,750)	100.00 (8.67)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1：特別利害関係者等（大株主上位10名） 2：特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
3：特別利害関係者等（当社の取締役） 4：特別利害関係者等（当社の監査役）
5：当社執行役員 6：当社従業員

2. 所有株式数は「顕在株式＋潜在株式」の合計の数で、（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月13日

アセンテック株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥見 正浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 信吉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアセンテック株式会社の平成26年2月1日から平成27年1月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセンテック株式会社の平成27年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月13日

アセンテック株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥見 正浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 信吉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアセンテック株式会社の平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセンテック株式会社の平成28年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年3月13日

アセンテック株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥見 正浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 信吉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアセンテック株式会社の平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（平成28年8月1日から平成28年10月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年2月1日から平成28年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アセンテック株式会社の平成28年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

